

平成 18 年度第 3 回理事会議事録

日 時：平成 18 年 12 月 16 日（土）10：00～16：00

会 場：都市センター 601 会議室

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石川 睦男、石塚 文平、稲葉 憲之、井上 正樹、宇田川康博、梅咲 直彦、岡井 崇、
岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、吉川 史隆、田中 俊誠、野田 洋一、秦 利之、
平松 祐司、星 和彦、星合 昊、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、小田 瑞恵、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、澤 倫太郎、清水 幸子、
下平 和久、高倉 聡、長谷川清志、早川 智、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、
村上 節、由良 茂夫

総会副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

専門委員会委員長：水沼 英樹

名誉会員：神保 利春

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：岩下光利、小西郁生、吉田幸洋

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

定款

1. 平成 18 年度第 2 回理事会議事録（案）

2. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

庶務 2：定款施行細則改定に係る新旧対照表（案）

庶務 3：代理人回答書「着床前診断実施に関するご報告」

庶務 4-1：長野県諏訪マタニティークリニックにおける代理懐胎実施についての本会コメント

庶務 4-2：根津八紘医師代理人より理事長及び長野地方部会長宛「御報告」

庶務 4-3：日本学術会議「生殖補助医療（代理懐胎等）に関する審議依頼について（お知らせ）」

庶務 4-4：代理懐胎関連報道記事

庶務 5：参議院第三特別調査室「参議院少子高齢社会に関する調査会（12 月 6 日）出席のお願い」

庶務 6：第 1 回民主党・生殖補助医療に関する論点整理作業チームからのヒアリング依頼の書面

庶務 7：12 月 1 日付毎日新聞記事「着床前診断さらに 36 例」

庶務 8-1：医会からのお知らせ「保助看法違反容疑に対する警察の家宅捜査に関する見解」

庶務 8-2：神奈川県警「捜査関係事項照会書」

庶務 8-3：助産師関連 7 団体緊急要望書

庶務 8-4：堀病院事件関連記事

庶務 9-1：県立大野病院事件の産科医療および医療現場全体に与えた影響について

庶務 9-2：日本周産期・新生児医学会「福島県立大野病院の医師逮捕・起訴について 声明文」

庶務 9-3：日本医学会「声明文」

庶務 9-4：捜査関係事項照会書

庶務 10：厚生科学研究「外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究」へのご協力のお
願い（案） 一理事長名一

庶務 11：代議員からの平成 19 年度事業計画に関わる意見及び要望

庶務 12: 硫酸マグネシウム製剤の有効性・安全性調査に関する学会ホームページ開設の件
庶務 13-1: 産婦人科勤務医を対象とする「ドクター総合補償制度」の提案があったことについて
庶務 13-2: 「勤務医師賠償責任保険制度」新制度加入のご案内
庶務 14: 厚労省「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会（仮称）」の派遣
方依頼について
庶務 15: 厚労省「フィブリノゲン製剤訴訟・福岡地裁判決について」
庶務 16: 文科省定款変更認可書
庶務 17: 文部科学省「実地検査の結果について（通知）」
庶務 18-1: 第2回学会・医会ワーキンググループ議事録
庶務 18-2: 保助看法違反容疑による警察の家宅捜査に関する医会東海ブロック及び愛知産婦人科医会
の見解
庶務 18-3: 愛知県豊橋市竹内医師の起訴猶予裁定に対する日本産婦人科医会の声明
庶務 19: 日本医師会「分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度の制度化に関するプロジェクト
委員会の答申書の送付について」
庶務 20: 日医白クマ通信 No. 530 定例記者会見「代理懐胎に対する日医の見解を表明」
庶務 21: 日本医学会長「日本医学会分科会助成費について」
庶務 22: 日本医学会「計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて」
庶務 23: 日本産科婦人科学会と日本小児科学会との間の意見交換会についてのご報告と産婦人科・小
児科医療提供体制の将来構想における施設概念について
庶務 24: 日本内科学会「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施報告書の送付について」
庶務 25: 日本外科学会・日本内科学会「臨床系学会連絡会議（仮称）のご案内」
庶務 26: 大学評価・学位授与機構「機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について（依頼）」
会計 1: 取引銀行の格付と預金残高
学術 1: 第59回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会
学術 2: 学術集会期間短縮に関する会員意見聴取のお願い
学術 3: 第1回学術活動活性化小委員会議事録
編集 1: Blackwell Publishing からの書信
編集 2: The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research
編集 3: 学術論文を投稿される方へ
編集 4: 日本産科婦人科学会雑誌第59巻特集
社保 1: ヒト・リコンビナント卵胞刺激ホルモン（rhFSH）製剤の早期承認（健康保険収載）に関する
再要望書
社保 2: 要望書「バファリン 81mg 錠、バイアスピリン錠 100mg の習慣流産に対する適応拡大の要望」
社保 3: 産婦人科関連診療報酬に関する要望書
社保 4: 要望書「塩酸ドキシソルビシン リポソーム注射剤（JNS002）の早期承認について」
社保 5: 子宮頸癌（HPV）ワクチンの早期承認に関する要望書
専門医制度 1: 平成18年度専門医申請審査結果
専門医制度 2: 平成18年度専門医認定審査合格者
専門医制度 3: 平成18年度専門医更新審査結果
専門医制度 4: 平成18年度専門医再認定審査結果
専門医制度 5: 平成18年卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度 6: 平成18年卒後研修指導施設指定更新審査結果
専門医制度 7: 日本専門医認定制機構「日本医師会第Ⅲ次学術推進会議報告書『我が国における専門医
のあり方』に対する本機構理事会の対応について」
専門医制度 8: 日本産婦人科乳癌学会「認定医制度発足のご案内」

倫理 1: 「着床前診断に関する臨床研究」施設認可に関する照会事項
倫理 2: 会員へのお知らせ「施設内倫理審査委員会の理想的構成および運営について」
倫理 3: 京都大学澤井英明助教授「本学会告『先天異常の胎児診断、特に妊娠初期絨毛検査に関する見解』の見直しについての要望」
倫理 4: 着床前診断審査小委員会より答申関係
倫理 5-1: 日本遺伝カウンセリング学会「出生前親子鑑定についてのお願い」
倫理 5-2: 会員へのお知らせ「出生前親子鑑定について」
倫理 5-3: 11月21日付朝日新聞記事「出生前親子鑑定協力しないで」
倫理 5-4: 12月9日付読売新聞記事「出生前親子鑑定自粛を」
倫理 6: 11月21日付読売新聞記事「体外受精児を追跡調査」
倫理 7-1: 精子の凍結保存に関する見解（案）
倫理 7-2: 12月9日付読売新聞記事「精子保存夫の存命中だけ」
倫理 8: 着床前診断の実施に関する細則（改定案）
倫理 9: A-PART 日本支部「臨床研究課題審査申請書」
倫理 10: 遺伝カウンセリング小委員会「生殖補助医療（ART）領域の臨床遺伝学的諸問題に対応する臨床遺伝専門医について」
教育 1: 2007年海外派遣予定者
教育 2-1: 産婦人科医療に関連する法律用語の定義・見解の策定の依頼について
教育 2-2: 答申書
教育 3: 産婦人科研修の必修知識 2011 にむけての研修コーナー執筆予定
学会のあり方 1-1: 分娩施設における医療水準の保持・向上のための緊急提言
学会のあり方 1-2: 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律新旧対照条文
学会のあり方 1-3: 産婦人科医不足関連報道記事
学会のあり方 2-1: 女性医師を中心とした産婦人科医の就労状況についての調査のお願い
学会のあり方 2-2: 病院内保育施設および女性医師の就労環境についての調査のお願い
学会のあり方 3: リクルート DVD 作製委員会「本委員会の活動と作製進捗状況に関する報告」
学会のあり方 4: 11月20日付産経新聞記事「妊産婦の高度救急医療」
学会のあり方 5: 診療ガイドライン作成にあたっての確認事項について
広報 1: 学会ホームページ会員専用画面ログイン用パスワード発行の御案内
広報 2: 学会の会員専用ホームページに公立病院・公的病院の産婦人科医師公募情報を掲載すること（JSOG-JOBNET 事業）についての起案書
女性健康週間 1: プレス向け勉強会
女性健康週間 2: 平成 18 年度地方部会担当公開講座一覧
女性健康週間 3: 平成 18 年度「女性の健康週間」企画（案）
その他 1: 平成 19 年度予定表（案）
運営委員会 1: 女性会員の動向および本会の運営への参加について
番号なし: 運営委員会答申
番号なし: AOCOG2007 Scientific Program

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 22 名出席（柏村正道理事欠席）、定足数に達したので、武谷理事長が開会を宣言した。

武谷理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および庶務担当常務理事、会計担当常務理事を指名して議事に入った。

I. 平成 18 年度第 2 回理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

- ①八神喜昭名誉会員（愛知）が平成 18 年 9 月 10 日に逝去された。
- ②岩井正二名誉会員（長野）が平成 18 年 9 月 13 日に逝去された。
- ③岩崎寛和名誉会員（茨城）が平成 18 年 10 月 17 日に逝去された。
- ④野澤志朗名誉会員（東京）が平成 18 年 10 月 28 日に逝去された。
- ⑤飯塚理八名誉会員（東京）が平成 18 年 11 月 29 日に逝去された。
- ⑥伊藤光雄功労会員（東京）が平成 18 年 3 月 21 日に逝去された。
- ⑦江川義雄功労会員（広島）が平成 18 年 6 月 18 日に逝去された。
- ⑧齋藤一夫功労会員（宮城）が平成 18 年 6 月 25 日に逝去された。
- ⑨田畑武夫功労会員（北海道）が平成 18 年 7 月 24 日に逝去された。
- ⑩村田武司功労会員（福島）が平成 18 年 8 月 22 日に逝去された。
- ⑪堀越登 功労会員（神奈川）が平成 18 年 8 月 27 日に逝去された。
- ⑫姫野英雄功労会員（山口）が平成 18 年 9 月 11 日に逝去された。
- ⑬宮内志郎功労会員（長崎）が平成 18 年 9 月 12 日に逝去された。
- ⑭石島千城功労会員（茨城）が平成 18 年 9 月 25 日に逝去された。

物故会員に対して冥福を祈り黙禱が捧げられた。

(2) 今年度入会した新入会員の分析結果（11 月末時点）について〔資料：庶務 1〕

事務局より資料に基づき過年度及び今年度の新入会員の入会動向、会員数推移等につき説明があった。11 月 30 日現在の今年度入会者数は 325 名、16 年度卒業生は累計で 285 名となり 14、15 年度卒業生対比で 60～80 名の減少となっている。

落合理事より「資料：庶務 1 の 3 枚目までを本日の記者会見の配布資料としたいのでお認め頂きたい」との提案があり、異議なく承認した。

(3) 定款施行細則の改定について〔資料：庶務 2〕

理事が担当する業務のうち、庶務を総務に名称変更することとする。（定款施行細則第 28 条第 2 項）これに伴い、理事会運営内規、運営委員会内規、個人情報保護規程、職員職制及び事務分掌規定にある庶務を総務に変更する。また、他の業務についても名称や業務内容の見直しを依頼している。

落合理事より資料に基づき「既に理事会で承認済みであるが、会費免除会員の条項を改定し平成 19 年度から年額会費 5 千円の負担をお願いします。また、専門医制度委員会から提案のあった初期研修の 2 年の間に入会した者の会費も当該研修期間中は 5 千円とすることと致したい。但し、高齢会員等に対し地方部会長が免除を要請した場合は理事会で審議し特定の年度の会費を免除することができるとの条項は残すこととする。また、第 28 条の条項にある理事が担当する業務のうち、庶務を総務に名称変更する。昨日の運営委員会で本件定款施行細則の改定につき審議し承認されたので、本理事会に答申致したい」との提案があった。

特に異議なく、定款施行細則の改定につき提案通り、承認した。

(4) 第 62 回学術集会長立候補について

第 62 回学術集会長の立候補を 9 月 30 日で締め切り、1 名が立候補した。学術集会長候補者選定委員会を同運営内規に基づき 12 月 15 日に開催の上、候補者を推薦し、第 4 回理事会（平成 19 年 2 月 24 日）にて協議することとした。

(5) 清川 尚総会議長の離任について

清川 尚総会議長は 5 月 31 日付で千葉地方部会から東京地方部会に転入された。については同議長より

同日付の転入を以って千葉地方部会代議員でなくなったので、総会議長を離任するとの申し出があった。第3回常務理事会（通信会議）の協議を踏まえ、次期改選までの間の対応として松岡幸一郎総会副議長が議長代行となる。

(6) 平成19年度専門委員会公募小委員会（班研究）研究課題公募について

平成18年10月末日までを公募の期限として研究課題の申請を受け付け、1件の申請があった。

なお、12月15日に専門委員会運営会議を開催し、審議を行なった。

落合理事より「専門委員会運営会議での審議の結果、婦人科腫瘍委員会の次年度の小委員会での検討を依頼した」との報告があった。

(7) 5月29日付で根津八紘会員が本会に無申請で着床前診断を実施したとの報道がなされたため、長野地方部会長宛に報道の事実確認を依頼し、同地方部会長より6月1日付で事実確認の報告があった。本件事実確認の調査報告について内容の確認を得るため、本人の署名・捺印を求めているが未回答のため、8月21日付で再度署名・捺印の督促状を本人宛に発送したところ、代理人である遠藤弁護士より報告を受領した（9月14日）。[資料：庶務3]

(8) 根津八紘会員代理懐胎関連について

①本会のコメントを厚生記者クラブに配布し、本会ホームページに掲載した。[資料：庶務4-1]

②代理人よりの理事長及び長野地方部会長宛報告について [資料：庶務4-2]

③テレビ朝日より「サンデープロジェクト」出演の依頼があり、本会より吉村泰典倫理委員長が出演した。放送日時：11月19日（日）午前10:00～11:45、テーマ「代理出産の是非」、他の出演者：コメンテーター田原総一郎氏、民主党枝野幸男議員・蓮舫議員、根津八紘会員。

④11月30日付で法務大臣及び厚生労働大臣から日本学術会議会長に対して生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼があった。[資料：庶務4-3]

⑤代理懐胎関連報道記事 [資料：庶務4-4]

武谷理事長より「本件に関して様々なご意見を頂いている。代理懐胎に関する見解に記載されている通り時代の変遷あるいは社会の意識の変容等に伴ってフレキシブルに扱うこととしている。国の見解はかなり白紙に近い状態であるが、我々は毅然として主張している。我々の主張を通すためにも性急に強権発動をしない方が良いとの判断もある。また、世論は寧ろそれを許容するとの意見が優位な状況に変わってきている。日本学術会議が検討を始めたということで今後の経緯を見ながら然るべき対応を致すつもりである」との説明があった。

落合理事「根津会員に関しては本会へ再入会の際に会告を遵守することを誓約している。本会の見解としては理事長の説明どおり必ずしも頑なに会告違反であるから即懲戒をするということではなく、国の検討を見守りたい。そのような方向で対応させて頂くことで宜しいか」

星合理事「大阪府の特定不妊治療費助成事業に関して、施設として大谷医師の父親名義で申請が提出された際、本会の会告を遵守する旨の文書を徴求している。今回出生前診断のために行なったと記載された医療費補助の申請が提出されたが、大阪府から会告を遵守しないものは認めないと回答したいが如何との照会があった。今のような決定であると、会告が何時変わるか分からないので、大阪府の責任で対応して欲しいと回答して宜しいか」

落合理事「会告改正のことを申し上げた訳ではない」

星合理事「大阪府は本会の会告を遵守することを医療費補助の条件にしているもので、将来的に本会が出生前診断を認める方向であれば、大阪府は医療費補助の申請を認めてよいとも思う。会告は全て弾力的に運用するというのではなく、個別に決めるという理解で宜しいか」

武谷理事長「弾力的に運用ということではなく、会告は必ず遵守して頂きたい。この姿勢を崩すものではない。しかし一方で全体的な世論の動向も配慮したい。不問に付すのではなく、処分を一時留保していると考えて頂いて宜しいかと思う」

石川理事「今回除名しない論理をもう一度分かり易く説明して頂きたい」

落合理事「除名云々を今申し上げているのではなく、現時点で懲戒の検討を留保したいということである。何故ならば、法務大臣及び厚生労働大臣から日本学術会議に検討が依頼されており、また、本会として一学会が判断すべき内容をはるかに超えているとの見解を既に示しているため、日本学術会議での議論の結果を待ってから判断を下しても遅くはないのではないかとということである」

石川理事「判断を延ばすということか」

落合理事「留保しているということである」

吉村理事「平成 15 年に厚生科学審議会が作成した報告書に代理懐胎の施術、斡旋は刑事罰に処するとあり、学会員が刑事罰になってはいけないので会告を制定した。ところが法律が制定されず、我々としては梯子を外された経緯がある。従って会告に違反したからといって今回の件に関しては除名するとかに当てはまらない。国で検討して頂いて立法府がどういう判断をするかを待ってからでも宜しいかと思う。本会としては根津医師に対して、会告があるので会告を遵守しないのであれば自主退会して頂きたい、としか言うつもりはないとの見解である」

武谷理事長「これは飽くまで現時点での判断ということである。非常に事態は流動的でありその時その時に判断せざるを得ない」

野田理事「これは大変重要な問題であり、曖昧模糊とした議論にならないように、分かり易い説明をして頂きたい。そうでないと会告に堂々と違反しても現実には何の処分もない、事態は流動的であり法制化あるいは世論の動向等を見て本会も会告の内容を変える可能性がある、ということになると一挙に多くの会員がそれぞれ勝手なことを始める可能性がないとは限らない。理事長が言ったように、会員には会告を遵守すべきことをきちんと筋を通して分かり易く説明して頂きたい」

武谷理事長「普遍的にこのような措置をとるということではなく、本件は余りに例外的である。一般論として会告を遵守しない場合には然るべき措置をとらざるを得ないとのスタンスを変えるつもりはない」

和氣理事「会告の遵守も重要だが、本会として訴えるべきは国の責任として早急に立法を依頼することと思う」

武谷理事長「その方向で進めているところであり、本会の会員も日本学術会議のメンバーとして発言する機会を与えられている」

(9) 参議院第三特別調査室（少子高齢化に関する調査会担当）より、12月6日に開会する参議院少子高齢化に関する調査会に、本会より参考人として1名の出席方依頼があり、阪埜浩司倫理主務幹事が出席した。なお、根津八紘氏、セント・ルカ産婦人科院長宇津宮隆史氏、日本弁護士連合会副会長伊藤誠一氏も参考人として出席した。[資料：庶務5]

阪埜幹事より調査会の内容につき説明があった。

(10) 民主党・生殖補助医療に関する論点整理作業チームが第1回会合を開催（11月14日）するにつき、本会へのヒアリングを行いたいとして出席方依頼があり、本会から阪埜浩司倫理主務幹事及び久具宏司幹事が出席した。[資料：庶務6]

阪埜幹事より第1回会合の内容につき説明があった。

(11) 大谷裁判について

①11月30日東京地裁709号法廷にて証人尋問（午前10:00～午後5:00）が行なわれ、本会より落合和徳常務理事が、また原告側より8名が証人として出廷した。次回は平成19年2月15日に最終準備書面の陳述を行なう予定である。

②12月1日付毎日新聞記事「着床前診断さらに36例」 [資料：庶務7]

平岩弁護士より「証人尋問では原告8名のうち患者6名が証人として証言したが、いずれも弁護士費用等全て大谷医師が負担している。また、会告の中身そのものもはっきりと理解していない原告患者が何名かいた。大谷医師は患者を自分の裁判に利用していることが露呈した。裁判長から不妊治療の助成制度について各自治体でどのような取扱になっているかとの質問があり、それを原告側が調査し、証拠として提出するようにとの指示があった。これは何を意味するのかが問題であるが、大谷医師の場合は父親が施設長として申請し、実際に助成金を受け取っており損害は発生していない。助成金については各行政機関が独自に判断すべき問題であり、学会の問題ではないと考える」との説明があった。

星合理事「行政が自分の責任に於いて遵守するようにとの条件をつけたので、拒否は大阪府がする。我々は責任を持たない。行政が決めた規則なので、規則通りにやってくれと云ってよいか」

平岩弁護士「その通りである。各行政機関が判断すべき事項であり、各行政機関によって学会の会告の取扱も区々のようである」

吉村理事「特定不妊治療費について、会告遵守は条件に入っていないと思う。これは本会のARTの登録施設に認定されている施設のみとなっている。根津医師の施設は登録されていない」

武谷理事長「本会から各自治体に会告を遵守するようにお願いしていることはない。会告は学術団体としての見識を示したものであり、行政等に強要するものではない」

嘉村理事「会告を行政が勝手に判断基準として使うと、裁判長は公的なものとして会告を見ることになるということか」

平岩弁護士「どのように裁判所が考えてそのような質問をしたかは判然としない。少なくとも会告は学会が任意団体として自主的に決めているが、それを行政機関が権威ある学術団体である学会の決めたものであるからとして尊重する、それを自分達の基準に流用する、そのようなことが起きているということだけである。そうすると実態として会告は会員以外の者にも何らかの影響力を及ぼしているとの事実はある。学会は自律権として会告を定めているが、会員以外の者を拘束するわけではないとの学会の主張と実態との間に若干齟齬が生じている。しかしそれは学会の問題ではなく、それを認定する外部の問題である」

星合理事「大谷医師の父親から出生前診断のために体外受精を行なったと記載された医療費補助の申請が提出されたことにより、会告違反を書類で知ってしまったが、それを本会に報告する義務はあるか」

武谷理事長「報告云々は個別的であり会員各位の良識に委ねたい。本会は任意団体でもありルールを明確に決めない方が現時点では宜しいかと思う」

松岡副議長「府の指定の基準に会告遵守の項目が入っていることと併せ、そのような書類を提出してこれを認めないとすると患者が助成金を受けられないとの実害を被ることとなる。そうすると裁判で、着床前診断を会告によって妨げられた結果、患者が損害を被ったとの主張をしているが、その辺で高度な仕掛けをされたとの感じがする。

私的な団体である学会の会告は会員以外を縛るものではない。一方で実態として既に公のものとなっている。その辺のところでは本会としてどのように対応するか議論になろうかと思う」

武谷理事長「本来は任意団体であり会員は自発的に入会している訳だが、好むと好まざるに拘らず社会に対して公的な影響力を持ち始めている。例えば専門医の認定もそうであるが、専門医資格の有無は就職にも関わる。一方で社会がそれを求めており、学会の社会的責任を強く言われる。学術団体として内部で自己完結的な倫理観を醸成する以外に、社会に対して結果的に様々な影響を及ぼしている。これは今後の学会の位置付けに関わる重大な問題であり、色々なコンセンサスを形成していかなければならないと思う。今は過渡期でこの問題で初めて学会がこのようなことを経験したということである。今後その辺の議論を煮詰めていかなければと思っている」

落合理事「星合理事の対応として何かサジェスションがあれば平岩先生からご教示頂きたい」

平岩弁護士「本会は格別何もすることはない。大阪府の判断であり、本会が大阪府に対し何か要請や関係を持った訳ではない。本会は学術団体として自ら正しいと思う会告を制定し、会員に対して遵守を呼びかけている。それは学術団体として当然のことと思う」

(12) 横浜市堀病院事件について

①9月1日(16:00～)に厚労省記者クラブにて記者会見を行なった。

本会出席者：稲葉常務理事、岡井常務理事

医会出席者：清川副会長、神谷常務理事、宮崎幹事長、石渡茨城県支部長

②医会ホームページに医会の見解が収載された。[資料：庶務8-1]

③神奈川県警より堀病院事件に関連し、捜査関係事項照会書を受領した(10月18日)。10月27日に県警署員2名が来所し、本会は稲葉常務理事及び落合常務理事が応対し、本会の見解を説明した。

[資料：庶務8-2]

④助産師関連7団体の緊急要望書について [資料：庶務8-3]

⑤関連新聞記事 [資料：庶務8-4]

(13) 大野病院事件について

①県立大野病院事件の産科医療および医療現場全体に与えた影響について [資料：庶務9-1]

②日本周産期・新生児医学会より福島県立大野病院の医師逮捕・起訴について声明文を受領した(10月23日)。[資料：庶務9-2]

③日本医学会より大野病院事件に関する声明文を受領した(12月8日)。[資料：庶務9-3]

④大野病院事件に関連し、福島県警より学会雑誌研修コーナー等について照会があった。回答案につき協議したい。[資料：庶務9-4]

平岩弁護士「12月14日に第6回公判前整理手続が行なわれ、これで公判前整理手続は終了した。来

年の1月から5月まで月1回公判が開かれることになる。公判前整理手続で争点が整理されたが、①癒着胎盤の部位と程度、②出血の部位と程度、③大出血の予見可能性、④出血と死亡の因果関係、⑤本件における医療行為の相当性、⑥医師法21条違反の正否、これらが争点として明らかになった。胎盤を剥離して出血したら直ちに中止して子宮を摘出しなければいけないというのが検察の訴因である。これと争点の⑤までが関連することとなる。検察側は8名の証人が採用され、1月の第1回公判には双方の冒頭陳述と証拠書類の取調べだけであるが、2月～4月各2名、5月に病理解剖した医師、6月に鑑定した医師の証人喚問が行なわれる予定である。7月以降は弁護側の証人尋問となり、かなりの数の証人申請をする予定であるが、そのうち何名が採用されるかは未定である」

武谷理事長「大野病院事件に関しては日本医学会他関連諸団体が憤りを表明している」

平岩弁護士「検察側の証人は1名を除いて周産期医療の専門家がいないのに対し、弁護側は岡村理事と池ノ上先生の鑑定書や胎盤病理の専門家である中山先生の病理解剖の鑑定書を提出した。検察側は周産期医療の専門家の意見を聞かずに起訴したことが実態として明らかになっている。そこで今の段階で検察側は周産期医療の専門家に検察のために意見書を書いて欲しいとの要請をしている。意見書を書いてくれる先生がいないとすると、この裁判は検察側が専門家なしの立証、弁護側は専門家多数の立証となる構図となる」

和氣理事「検察側の証人はどのような方々か」

平岩弁護士「8名のうち5名は手術に立ち会った助手、麻酔医、看護師、助産師、病院長であり、残り3名は近隣の病院の産婦人科医、一般病理解剖医、鑑定した医師である」

武谷理事長「病院長や助手の先生は被告に過失があったと信じている立場なのか」

平岩弁護士「麻酔医と助手の先生は中立的な立場と評価してよいかと思う。病院長は21条との関連があって、当初は過失がなかったので届出なかったが、現時点では過失があったと考えていると供述調書では述べている。その根拠は大野病院の調査委員会の報告書をみてそう考えているとのことである。しかし当該報告書は過失を認定するために作成されたものではないことは現時点では明らかであり、検察は直接的な証拠としては提出していない。但し将来提出する可能性があるとして弁護側にそれを開示している。公判前整理で全てやり終えなければいけない手続になっているのに、将来提出するかもしれないとしている実態がある」

武谷理事長「21条違反が問題になるとすると、病院長も応分の責任を負わざるを得ない」

平岩弁護士「刑事事件としては被告しか起訴されていないので、今後病院長が起訴されることはない。21条に関連すると、検察は実態的真実を発見するという本来の職責を忘れたかの如く、弁護側が提出した医学文献に関してかなりの部分を不同意にする、(21条に関する)法医学会のガイドラインは同意するが、外科学会のガイドラインは不同意にするとか、公刊されている書籍を不同意にするとか、学術論文も一部分は同意、他部分は不同意とするなど、考えられない対応をしている実態がある」

武谷理事長「この事件は今後の医療に重大な影響を及ぼすものであり、言わば医療における関ヶ原といっても過言ではない。当然の結果にならなくてはいけないと思っている」

佐藤監事より「県立大野病院事件に関し、検察側は全国的に癒着胎盤について意見を求めている。医局で特に癒着胎盤の症例を書いた先生に検察側が意見を求めに来た場合、意見書を書くことは問題ない」との発言があった。

(14) 東京大学大学院医療情報経済学大江和彦教授より、厚生科学研究(政策科学総合研究事業)「外科手術のアウトカム要因の解析と評価方法に関する研究」に関し、本会から担当者として帝京大学医学部附属溝口病院西井修先生を推薦した。研究班が主体で研究を行い、本会は産婦人科医療に関わるアンケート内容について意見具申及びアンケート対象施設のデータ提供に協力することとした。

[資料: 庶務10]

(15) 柳田洋一郎代議員(東京)から平成19年度事業計画についての意見を、また埼玉県北井啓勝代議員より平成19年度事業計画、予算に対する要望書を受領した。[資料: 庶務11]

落合理事より「1月12日開催の事業計画会議で事業にどのように反映していくか検討する予定である」との発言があった。

武谷理事長「代議員選挙については庶務で確認する限りは適正に運営されているが、各地方部会長に於かれては選考のプロセスを適正に運営することに今一度留意頂きたい」

平松理事「何年か前の総会でも柳田先生は同じことを言われて、その後本部から各地方部会宛に問い合わせがあり回答をしたと思う。その結果適正に運営されているとの判断であるが、その旨柳田先生に

回答していないのか」

落合理事「総会でその度に説明している。各地方部会の総会で先ず選任方法を決め、その選任方法で選出された結果を総会で承認すれば手続上問題ないと思う」

(16) ①東亜薬品工業(株)より硫酸マグネシウム製剤(販売名: マグセント注 100mL)の市販後調査を登録施設のパソコンを使用する Web 方式で行うため、本会ホームページの会員専用ページに「硫酸マグネシウム製剤の有効性・安全性調査」のリンクを設けて欲しいとの依頼があり、応諾した。

[資料: 庶務 12]

②登録施設宛に市販後調査協力依頼書を送付することを応諾した。

嘉村理事「東亜薬品工業(株)より調査費用の減額要請があり、第2回理事会で認めた経緯がある。一方最近九州でマグセント注 100mL の市販後調査をするとの動きがある。RCT の形をとるスタディーであるが、1例当たりいくらかの調査費用を出すことになっており、本会に対する調査費用を減額する一方で、別のところでそういうことをすることに対して当社から何か説明があったか」

落合理事「調査の内容について具体的な説明はないが、減額要請があったときに本会での調査以外に会社として行わなければいけない検討項目があるということで、それを含めて本会は減額を認めたとの経緯がある。本職の理解では今回九州でのそのようなスタディーも会社として視野に入れていたのかと思う。包括的に認めたと理解している」

岡村理事「周産期委員会の委員長としてこの件につきお答えしたい。厚労省から学会が主体となって市販後調査を行なうようにとの指導があり、それに基づき当社が費用を負担することとなった。しかし、実際に調査をすると IRB を通してやらなくてはならないこととなり、1症例3万円程度の費用が掛かるので、その分減額することで認めたものである。九州の件は聞くところによると RCT を医師主導の治験という形で行なうので、市販後調査とは全然関係のない事業と認識している」

(17) 損害保険会社及びその代理店より勤務医を対象とする「ドクター総合補償制度」の提案があった。

[資料: 庶務 13-1, 13-2]

落合理事より「昨日の運営委員会で検討した結果、次回の運営委員会で代理店から本制度の説明を受けることとした」との報告があった。

(18) 婦人科腫瘍委員会「登録業務と登録業務一元化に関する小委員会」委員について、名古屋大学吉川史隆教授を委員として追加した。

(19) 鹿子嶋里香職員の有期雇用期間の期限が12月末に到来するが、正規職員として雇用することと致したい。

特に異議なく、正規職員として雇用することを、承認した。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①「特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会(仮称)」の構成員として吉村泰典理事の派遣方依頼があり、理事長裁量で応諾した。[資料: 庶務 14]

②フィブリノゲン製剤訴訟・福岡地裁判決について [資料: 庶務 15]

武谷理事長「FDA がフィブリノゲン製剤の使用を禁止した時期と厚労省が禁止した時期のずれの期間で使用されたものについて今回国の責任が問われている。裁判所はFDA の見解をスタンダードにするので、我々も注意深く情報を収集しなければいけない」

(2) 文部科学省

①8月2日付で文部科学省より定款の一部変更が認可された。これに伴い住所変更につき登記が完了した。また、常務理事枠2名増に対応し、宇田川康博理事と星和彦理事が同日付で常務理事に就任した。[資料: 庶務 16]

②9月26日に文部科学省による実地検査が実施された。検査結果は資料の通りである。

[資料: 庶務 17]

落合理事より「実地検査の結果、全体の評価は非常に宜しいが、改善を要する事項として決算の承認

が事業年度終了後3ヶ月以内に行なわれるべきとの指摘があった。実態上そうせざるを得ず、実務的には改善することは難しい」との報告があった。

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①第2回学会・医会ワーキンググループを8月25日、第3回学会・医会ワーキンググループを12月4日に開催した。〔資料：庶務18-1〕

落合理事より「ワーキンググループを定期的に開催し、両会の懸案事項を協議している。種々の問題について特に裁判事例を踏まえて協議しているが、両会の役割分担等々を含めて引続き次年度以降も協議することとし、予算を申請したい」との報告があった。

②愛知産婦人科医会及び医会東海ブロックより保助看法違反容疑による警察の家宅捜査と書類送検に関する見解が送付されてきた。〔資料：庶務18-2〕

③愛知県豊橋市竹内医師の起訴猶予裁定に対する医会の声明を受領した。同声明は医会のホームページに掲載された。〔資料：庶務18-3〕

(2) 日本医師会

①日本医師会より「分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度」の制度化に関するプロジェクト委員会の答申書を受領した(8月14日)。〔資料：庶務19〕

②日本医師会は11月8日の記者会見で代理懐胎に対する見解を表明し、現時点では日医として認めることはできないとの考えを明らかにした。〔資料：庶務20〕

(3) 日本医学会

①平成18年度日本医学会分科会助成費交付(20万円)については、その受領の妥当性につき各般で論議が行なわれている折、日本医学会より8月22日付書面にて平成19年度より各分科会に助成されていた20万円を一括して日本医学会の新たな活動に使用したいとの申出があった。〔資料：庶務21〕

第4回常務理事会にて協議の結果、平成18年度の助成費を受領しないこと及び平成19年度以降は日本医学会が自身の活動に使用することにつき、承認した。

武谷理事長より「臨床医学会等の団体を設立しようとの動きもある。専門医を巡り日本医師会、日本医学会、日本専門医認定機構、各学会等でイニシアティブをとろうとの摩擦がある。内科系、外科系等々でも専門医に対する考え方に多少食い違いがある。色々な動きが出ているところではあるが、本会としては暫く静観したいと考えている」との発言があった。

②計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて〔資料：庶務22〕

厚生省より計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取り扱いについて、生体内の圧力については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延長されることとなったとの通知があった、との連絡が日本医学会よりあった。本会のホームページに収載し、会員に周知徹底を図った。

(4) 日本小児科学会

①日本小児科学会との合同意見交換・調整会議を8月1日に本会事務局で開催した。出席者は(本会)武谷理事長、落合常務理事、海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長、(日本小児科学会)別所会長、藤村副会長、中澤前小児救急担当理事、高橋理事の計7名であった。〔資料：庶務23〕

議論を踏まえ、理事長、庶務担当常務理事、産婦人科医療提供体制検討委員会委員長連名にて地方部会長宛に「産科医療の集約化・重点化の現況に関する調査と、それについてのご意見・ご提言のお願いについて」の文書を送付し、取り纏め結果を各地方部会長宛にお知らせした。

②日本小児科学会との第2回合同意見交換・調整会議を平成19年1月23日(火)に開催する。本会から武谷理事長、落合常務理事、海野産婦人科医療提供体制検討委員会委員長の3名が出席する予定である。

(5) 日本内科学会

①同学会内のモデル事業中央事務局より「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の事業実施報告書を受領した(7月7日)。「資料：庶務24」

武谷理事長「モデル事業は色々と問題点が出てきているが、何とか動いている。モデル事業の制度を警察も了解しているが、21条の届出はモデル事業に届けても別個に警察に届けて欲しいとのことである。既に産婦人科関係でも幾つかモデル事業に則って進んでいる。その日のうちに評価委員や臨床立会い医をお願いするのが大変であり、増えてくると対応が出来ない。形は一つの在り方を示してはいるが、現実に運用するのは中々難しいということもある」

嘉村理事「モデル事業の図を見ると、法医学会の見解に従えば全て所轄警察署に届け出ることが必要となる」

武谷理事長「その通りである。会員からモデル事業と警察に届けるのは煩雑であり2度手間となるので嫌だという意見が出てきた場合に、明確に答えるのは難しい。将来的にはモデル事業の見解を尊重するとのことであるが、現在その辺の在り方を模索している段階である。まずはモデル事業を育てる方向で考えたい」

星理事「解剖1件当たり費用が数十万円掛かる事が余り知られてないので周知して欲しい。誰が負担するかは各病院に任せられている」

落合理事「モデル地域は8地域が指定されているが、現在稼動しているのは6地域である。費用負担の詳細については聞かされていない」

武谷理事長「整理した上で再度議論したい」

稲葉理事「届出に関しては警察も辟易していると聞いている。将来全て届出の方向で行くのか疑問である」

武谷理事長「21条に則り届けた場合、警察には評価するマンパワーが全くないようである。恐らくモデル事業が円滑になると、形の上で届出が残るかもしれないが、その見解を尊重する形にいずれはなると思われる。」

和氣理事「現状では21条で刑事訴訟が起きているわけであり、結論が出るまでは警察に届けることとなる」

石塚理事「21条で警察に届けると、患者が死亡する前から事件になった事例がある。捜査の形で病院に入ったことがある。非常に過剰に警察が動く場合もある。そうすると主治医に対しプレッシャーが掛かる。何らかの形で21条をどうするかとの見解を本会として出すべきである」

武谷理事長「現在その作業を進めているところである。最終的には警察の関与を殆どなくしてモデル事業中心にとの像を描いている。移行期ということで不自由に耐えて頂きたい」

早川幹事「昨日、日本輸血・細胞治療学会の宗教的輸血拒否に関する合同委員会に出席した。不幸にして輸血を拒否して死に至った場合これが異状死に相当するかが問題となり、議論の結果、異状死に相当するとの結論となった。但し、被害者は異状死との認識がないので見解が分かれるところである」

武谷理事長「『エホバの証人』に関しては、輸血して救命した場合医師が敗訴する。そういう判例があるので、書類が整っていれば問題にはならないと思う」

早川幹事「亡くなった遺族が訴えることはないが、①患者以外の第3者が医師を訴える、②保険会社が医師の業務上過失致死となる場合医療を怠ったとして医師を訴える、この2つが現実には起きている」

武谷理事長「その辺を徹底したいが、東大医科研の判例では『エホバの証人』に輸血したことで、医師が敗訴した。その判例がありプリンシプルはクリアになっている」

早川幹事「成人については本人の意思が優先するとの自己決定権の判例が出ている」

武谷理事長「本会の場合は、母親の同意が胎児の生命にまで影響したらどうするのかといった産科特有の問題があり、難しい面がある」

②日本内科学会・日本外科学会(連名)より、「臨床系学会連絡会議(仮称)」のご案内の書面を受領した(11月20日)。12月8日に第1回臨床系学会連絡会議(仮称)が開催され、本会より落合和徳常務理事が出席した。「資料：庶務25」

落合理事より「臨床系学会連絡会議では、臨床系学会の医学会の中での今後の在り方、医師会との関係等について協議していく。特に専門医の問題が一つの大きな議題として上がっている」との報告があった。

(6) 大学評価・学位授与機構

①同機構より、機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について（依頼）の書面を受領した（11月17日）。推薦の期限は12月22日である。〔資料：庶務26〕

落合理事より「各理事より推薦して頂ければ、理事長と庶務で判断した上で同機構に推薦したい。各理事から推薦がない場合も、理事長と庶務の判断で対応させて頂きたい」との意見が示され、了承した。

〔IV. その他〕

(1) **落合理事**より当日配布資料の運営委員会答申について、「平成18年度の入会動向をもとに、新たな会員の動向や会費収入のシミュレーションを行なって次年度以降の事業計画に反映させた方が宜しいのではないかとの意見が運営委員会が出された。事務局にシミュレーション作成を依頼し、来年度の事業計画に反映させたいと考えている。また、39歳未満では50%以上が女性会員であることに鑑み、女性会員の登用が重要な課題となっている。前回、前々回の総会に於いても、女性会員を委員会委員や代議員として登用して頂きたいとの意見が出されている。前回の理事会にて審議をしたが、Genderだけで代議員の枠を作るのは不相当であろうとのことであったが、各地方部会には見識や意欲のある女性会員を色々な場で登用して頂きたいと要請し、本会にそのような適切な方がいれば推薦して頂きたいとの書面を作ってお送りしたいと考えている」との報告があった。

武谷理事長「ここ数年の総会で女性の参画に関する意見が毎回出されている。これに対して無為無策ということではなく、女性の登用について運営委員会でも熱心に検討している。但し、これは無理をすると、女性に有利なDiscrimination、不利なDiscriminationどちらに傾いてもGender Discriminationとなってしまう。極めて慎重且つ見える形で何らかのアクションを取って頂きたい」

落合理事より「各地方部会に女性会員が増えて来ているとの現状のデータを示して、これに沿って、地方部会や本会の委員会、代議員に推薦して頂きたいとの書信を送付したい」との提案があり、承認した。

(2) リクルートDVD作製委員会**小西委員長**より資料に基づきDVD制作の進捗状況及び内容につき説明があり、「プロモーションビデオの専門会社各社の実績と見積りを色々と検討した結果、(株)スケールにDVD制作を発注することとした。予算は交渉の結果5百万円で2,000枚のDVDを作製することとなった。資金は各地方部会に寄附を依頼し、これまで95万円が集まった。これ以外にも関東連合は既に総会で寄附することが決定しており、本年度中には3百万円程度が集まるものと予想している。従って2百万円は本部で負担して頂きたく、お認め頂きたい」

落合理事「本事業は年度途中で始まった事業であるが、その必要性を是非認識して頂き、地方部会からの援助で賄えない分は本部で負担することをご承認頂きたい」

平松理事「地方部会からの寄附も宜しいが、国から資金を拠出させる動きも必要ではないか」

武谷理事長「色々なところからの寄附を募ることを検討はしているが、本会は中立団体であるので限られると思う」

以上協議の結果、特に異議なく、不足分を本部で負担することにつき、承認した。

吉川理事「学会のあり方検討委員会が提唱して設置された委員会は5つあるが、全て理事長諮問委員会であり学会のあり方検討委員会の中にある委員会ではない。理事長に直結して素早く対応する委員会である。DVD作製委員会は1本に限らず将来的には更に作製する意向はあるが、予算の問題がある。当初はDVDを販売して制作費を回収することも考えたが、既に著作権が絡んだものも一部使用するため販売が難しくなったことがある。地方部会に対しては寄附の有無に拘らず、全地方部会にDVDを配布することとしている。但し、協力をした地方部会はDVDに何らかの形で示したいと、一委員として考えている」

嘉村理事「資料にサブスペシャリティー別のビデオ作製に向けた議論をするとあるが、婦人科腫瘍学会や内分泌学会等サブスペシャリティーの学会にも協力を呼びかけることも大事だと思う」

武谷理事長「可能な限り広範に財政面で協力をお願いすることとしたい。本職と庶務担当理事、会計担当理事とで検討させて頂きたい」

落合理事「出来るだけ関係諸団体にはお願いしたいと思う。但し、メーカーにスポンサーシップを頼むのはDVDの性格上難しいので、不足分は本会で負担せざるを得ないことをご理解頂きたい」

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 岡村理事より「現在各部署・委員会に今年度決算見込み及び来年度事業計画、予算につき伺っているが、その取り纏め結果を踏まえ1月12日に来期に向けて理事長主導の事業計画会議を開催する予定である」との報告があった。

(2) 取引銀行の格付と残高について[資料：会計1]

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

- ①第2回プログラム委員会を12月1日に開催した。
- ②第2回学術委員会、学術担当理事会を12月15日に開催した。

(2) 第59回学術講演会一般演題・IS演題の応募について

平成18年11月30日現在の応募数は、一般演題(症例以外)966、一般演題(症例)227、国内IS(症例以外)29、国内IS(症例)1、多施設共同研究13、国外IS 77 合計1,313題であった。後半の協議事項で審議することとした。

(3) 第60回学術講演会特別講演演者推薦、シンポジウム担当希望者公募、第61回学術講演会シンポジウム課題公募について

機関誌58巻8号より公募の会告を掲載している。(期限：11月30日)

(4) 学術奨励賞に関する会告

学術奨励賞の推薦、応募方法に関する会告を、機関誌58巻10号より掲載している。推薦の期間は平成18年12月15日から平成19年1月14日である。

(5) 学術集会期間の短縮について [資料：学術2]

後半の協議事項で審議することとした。

(6) 学術活動を活性化させるための方策について [資料：学術3]

後半の協議事項で審議することとした。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

- ①JOGR全体編集会議を11月17日に開催した。
- ②第2回編集担当理事会を12月15日に開催した。

(2) 英文機関誌(JOGR)投稿状況(11月末現在)

投稿数417編(うちAccept105編《Accept rate 25%》、Reject181編《Reject rate 43%》、Withdraw34編、審査中69編、修正中28編)

(3) Blackwell Publishing Ltd.がJohn Wiley & Sons Inc.に買収される件について [資料：編集1]

岡井理事より「John Wiley & Sons Incの方が企業規模が大きく、多少不安があったが、本会の編集事業に関しBlackwellに照会した結果、買収後も従来通り本会の業務を遂行するとの回答があった。編集としては従来実績と費用面を勘案して、今後もBlackwellとの契約を継続したいと考えている」との報告があり、了承した。

(4) JOGR発行状況について [資料：編集2]

岡井理事より「投稿数が鰻上りに増えている。電子投稿並びに電子編集が導入されてからは査読期間及び受付からAcceptまでの期間は大幅に短縮されたが、投稿数が増えているためAcceptから掲載までの期間が延びている。最終的な採択率(2006年)は35%程度となり、1997年の57%と比較するとかなり

厳しくなっているにも拘らず、投稿数が増えているため雑誌になかなか載らない。直近のデータでは半年待ちの状態となっている。このままでは雑誌の評価が下がる懸念があり、他方採択率を下げるのも難しい。従って沢山の論文を早く載せるために、来年度の契約ページ数を今年度比 25%増として、1号当たり 16~17 編を掲載したい。この計画で予算を申請した」との報告があった。

(5) 和文誌掲載「投稿される方へ」 [資料：編集 3]

岡井理事より学術論文の投稿論文を英文とすることに伴い、資料：編集 3 の文書を作成した趣旨の説明があった。

(6) 和文誌特集号について [資料：編集 4]

岡井理事より「和文誌を読んで頂く、あるいはお役に立てて頂くために、来年より特集記事を組むこととした。なるべくそれぞれの時期に応じて現場の先生方が知りたいこと等に関してその領域の専門の先生に書いて頂くこととした。ガイドライン作成作業が始まっているが、今後いち早く和文誌に載せて、それに解説を付けること等もして和文誌の充実を図りたい」との報告があった。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1) バンクーバー (カナダ) で開催された SOGC 会議の場で、丸尾理事、矢野幹事長同席のもと、FIGO Executive Board メンバーである Dr. Hale (ACOG) ならびに Dr. Lalonde (SOGC) との協議によって、President Elect には Prof. Serour (エジプト) を、Vice-President には Dr. Elizabeth Persson (スウェーデン) あるいは Dr. Shahida Zaidi (パキスタン、前 AFOG 会長) を、Treasurer には Dr. Jerker Liljestrand を、そして Executive Board メンバー国には、フィリピン、インドネシア、バングラディシュ、チリ、グアテマラ、ウガンダ、UK の 7 カ国を推薦することが提案された (6 月 25 日)。

(2) FIGO Safe Motherhood and Newborn Health Committee, Co-Chair の Dr. Lalonde からの本会に向けての Global Postpartum Hemorrhage (PPH) Initiative に関するアンケートについて、岡村州博周産期委員会委員長に回答を依頼し、10 月 11 日 FIGO 事務局へ返信した。

(3) 2006 年 11 月 4 日~10 日にクアラルンプール (マレーシア) で開催された FIGO 世界大会には本会より武谷理事長、丸尾理事、嘉村理事、落合理事、和氣理事が delegate メンバーとして参加した。

(4) General Assembly には本会から、落合理事、嘉村理事、和氣理事、丸尾理事が出席して 4 票の投票権を行使し、2006 年 11 月から 3 年間の新しい FIGO Officers が以下のように決定された。

President: Dr Dorothy Shaw (Canada)

President-Elect: Professor Gamal Serour (Egypt)

Past President: Professor Arnaldo Acosta (Paraguay)

Vice President: Dr Shahida Zaidi (Pakistan)

Honorary Secretary: Professor Ian Fraser (Australia)

Honorary Treasurer: Assoc Professor Jerker Liljestrand (Sweden)

(5) 2006 年~2009 年 3 年間の FIGO 理事国にアフリカ・中近東から 2 カ国、アジア・オセアニアから 1 カ国、欧州から 1 カ国、南米から 3 カ国の計 7 カ国を選出し、以下の 24 カ国が FIGO 理事国として承認された。

Australia & New Zealand - Elected 2006

Belgium - Elected 2003

Brazil - Elected 2006

Canada - Elected 2003

Chile - Elected 2006

Costa Rica - Elected 2006

France - Elected 2003

Germany - Elected 2003

Ghana - Elected 2006
 Greece - Elected 2003
 India - Elected 2003
 Italy - Elected 2003
 Japan - Elected 2003
 Jordan - Elected 2003
 Lebanon - Elected 2003
 Malaysia - Elected 2003
 Pakistan - Elected 2003
 Palestine - Elected 2006
 Slovenia - Elected 2003
 South Africa - Elected 2003
 Spain - Elected 2003
 Sweden - Elected 2003
 Turkey - Elected 2006
 United States of America - Elected 2003

(6) 2009年FIGO世界大会はケープタウン（南アフリカ）で開催されるが、2012年FIGO世界大会はローマ（イタリア）での開催が決定した。

(7) FIGO Office の機構改革によって、FIGO 専任の Chief Executive Officer (CEO) が今後は Administration, Finance, Publication, Fundraising の業務を統括することになり、従来の Secretary General は Honorary Secretary に、また Treasurer は Honorary Treasurer となった。現在、FIGO の CEO 候補者のインタビューが進行中である。

(8) 新しいFIGO President Dr. Dorothy ShawのもとでのFIGO理事会が2007年1月21日～23日に開催されることになったので出席されたい旨の丸尾理事宛の書状を受領した（12月5日付）。

[AFOG 関係]

(1) FIGO 世界大会にあわせて11月4日クアラルンプール（マレーシア）にて AFOG Council Meeting が開催され、本会から村田雄二名誉会員（AFOG 会長）、武谷理事長（2007年AOCOG大会会長）、丸尾理事（AFOG Council メンバー）、池ノ上克代議員（AFOG Maternal & Perinatal Health Care Committee 委員長）が出席した。

(2) 本年1月のAFOG会長Dr. Tankの突然の逝去によりAFOG Executive Boardの構成メンバー変更を余儀なくされ、2007年AOCOGまでの新しいOfficerは協議を経て以下のように決定した。

Prof. Yuji Murata (JPN)	: President
Prof. Pak Chung Ho (HKG)	: Vice President
Prof. Yeok S Chang (KOR)	: President - Elect
Dr. Shahida Zaidi (PAK)	: Immediate Past President
Prof. Walfrido W Sumpaico (PHI)	: Secretary General
Dr. Chinnaiya Anandakumar (SIN)	: Deputy Secretary General
Prof. Yu-Shih Yang (Taiwan)	: Treasurer
Prof. Takashi Okai (JPN)	: JOGR Editor-in- Chief

(3) 武谷2007 AOCOG大会会長から、2007 AOCOG大会の概要と準備状況が報告された。

日時： 2007年9月21日～25日

場所： 京王プラザホテル

メインテーマ： New Tide in Obstetrics & Gynecology

Scientific Programme Chairman: Prof. Y. S. Chang

50周年 AOFOG の記念として Jubilee Book を出版の予定

抄録受付：2006年11月1日より2007年3月31日

(4) 2005年9月にソウル（韓国）で開催された第19回 AOCOG Fund Remittance として、韓国産婦人科学会（KSOG）より AOFOG に向けて US\$ 141,000（約1,700万円）の送金がなされたことが報告された。

(5) AOFOG からの JOGR 誌出版支援は、従来通り US\$ 20,000 であることが報告された。

(6) 中野仁雄名誉会員の AOFOG Honorary Fellowship 授与式は2007 AOCOG 大会時に執り行われることが確認された。

(7) 2005 AOCOG 大会の参加者は36カ国より1,156名で、演題数は656、日本からの参加者は212名であったことが報告された。

[ACOG 関係]

(1) ACOG の Past President である Dr. John M. Gibbons, Jr. のご逝去にあたり、本会より武谷理事長、丸尾渉外担当理事、落合理事名で弔電を発送した。

[SOGC 関係]

(1) SOGC Assistant Administrative の Dr. Seguin より、Dr. Donald Davis が SOGC の新 President に就任したとの書面を受領した。任期は2006年7月から2007年6月まで。（6月19日付）。

[KSOG 関係]

(1) KSOG 理事長 Nam 教授より、2007年4月の第59回日産婦学会への KSOG から5名の若手医師派遣に応える形で、2007年10月5-7日にソウルで開催の KSOG Annual Meeting に本会から5名の若手医師（宿泊費はKSOG負担）を受け入れたい旨の丸尾理事宛の書状を受領した（12月5日付）。

丸尾理事より「色々な国々との交流が進もうとしているが、今後どのような形で継続していくのかその協議の資料とするために、武谷理事長から纏めるようにとの指示があり、海外交流の現状と今後のあり方について纏めたものである」との発言があり、以下について報告があった。

海外交流の現状と今後のあり方について

[ACOG 関係]

(1) 2006年4月25日に、ACOG から Executive Vice President Dr. Hale と President (2005-2006) Dr. Mennuti, JSOG から武谷理事長、田中第58回学術集会長、丸尾第59回学術集会長、岡村第60回学術集会長、嘉村第61回学術集会長、藤井監事、落合理事、和氣理事、久具幹事、阪埜幹事の出席を得て、両 Society の今後の交流につき討議した。

若手医師の exchange program に関しては両会で毎年10名の派遣と受け入れを行なうが、参加者リストを10月中に確定して相手方に通知することを確認した。Executive member の交流に関しては JSOG からは理事長、前会長、渉外担当理事の3名、ACOG からは Executive Vice President (Dr. Hale), President と President Elect または Immediate Past President の3名を原則とすることを確認した。なお、JSOG からは10名の若手医師に加えて、その supervisor として幹事2名が同行することも確認した。なお、旅費は派遣側の負担、宿泊費は受け入れ側の負担。

[SOGC 関係]

(1) 2005年6月ケベックで SOGC から Executive Vice President Dr. Lalonde, JSOG から第57回藤井会長、丸尾渉外担当理事が出席し、SOGC と JSOG の今後の交流につき討議した。その結果、若手医師3名の派遣と受け入れは毎年行なうが、役員2名の交流は隔年毎に行なうことが提案され、本会理事会で承認を得た。

旅費は派遣側の負担、宿泊費は受け入れ側の負担。

(2) 2006年4月の第58回日産婦学会（横浜）では、SOGC からの役員派遣はなく、SOGC から2名の若

手医師派遣を受けた。

(3) 2006年6月にバンクーバーでのAnnual Meeting of SOGCに本会から若手医師3名、幹事2名(小林幹事、角田幹事)、矢野幹事長および丸尾渉外担当理事の計7名の参加が受け入れられた。

[TAOG 関係]

(1) Taiwan Association of Ob/Gy (TAOG) の Yu-Shih Yang 会長より第59回学術集会長 丸尾理事宛に、2007年3月25-26日にTaiwanで開催されるTAOG Annual Meetingでの特別講演と共に本会から4名の若手医師派遣を依頼したい旨の書面を受領した。その際、2007年4月の第59回日産婦学会にTAOGから4名の若手医師を派遣したいので受け入れられたいとの旨の要望があった(9月25日付)。

この度のTAOGからの申し入れを受けて協議の結果、今後の継続性を考慮し、①派遣と受け入れは毎年ではなく隔年毎に交互に行なうこと、②派遣・受け入れの人数は役員3名と若手医師3名とすること、をTAOGのYang会長に向けて提案した(10月14日付)。

つまり、2006 TAOG 総会には JSOG から派遣。

2007 JSOG 総会には TAOG からの派遣を受け入れる。

2008 TAOG 総会には JSOG から派遣。

2009 JSOG 総会には TAOG からの派遣を受け入れる。

という形での交流となることを提案し、Yang 会長からの承認を得た。

旅費は原則的に派遣側の負担、宿泊費は受け入れ側の負担。

[日独交流]

(1) 日独カンファレンスは2年毎に日本とドイツで交互に開催されてきた。旅費は派遣側負担、宿泊費は受け入れ側負担で、約15名を交互に受け入れてきた。

2004年 ハンブルグ(ドイツ)で開催

2006年 横浜(日本)で開催

2008年 ドイツで開催の予定

2010年 日本で開催の予定

従来は、受け入れのホスト役を務める会長が総会開催地に加えて2ヶ所での日独サテライトカンファレンス開催に向けて関係者に協力要請されてきた。

2002年 東京 (金沢と神戸でサテライトを開催)

2006年 横浜 (新潟と京都でサテライトを開催)

ドイツからの若手医師派遣の受け入れは学術集会長の裁量でなされてきた。

[日韓交流]

(1) 日韓カンファレンスは2年毎に日本と韓国で交互に開催されてきた。日韓交流の場合、旅費、宿泊費ともに受け入れ側の負担で、約15名を交互に受け入れてきた。

2005年 ソウル(韓国)で2005 AOCOG 大会前日に開催

2007年 東京(日本)で2007 AOCOG 大会前日に開催

2009年 韓国で開催

2011年 日本で開催

韓国からの若手医師派遣の受け入れは学術集会長の裁量でなされてきた。

武谷理事「日本にとり国際的なフレンドシップあるいはアカデミックな交流は大変重要である。5カ国との交流となると、予算面や事務局の機能の問題の他、学術集会長に負担を掛けることとなる。国際間の交流は双方で成果が上がらないと持続しないし、これからの産婦人科を支える若手の育成の観点からも大事である。原理原則としてどのようなやり方がよいか、意見を頂きたい」

岡村理事「丸尾理事にこのように纏めて頂き非常にすっきりしたと思う。学術集会のオフィシャルなプログラムとして交流をするとの認識で学術集会長も臨まなくてはならないと考える。若手医師の交流については、完全に内容が決まった部分(ACOG)と、学術集会長の裁量に任される部分(ドイツ)とが

あるとの認識で宜しいか」

丸尾理事「韓国の場合、エグゼクティブとして常に KSOG の理事長や学会長が来られるが、ドイツの場合は、ドイツ産婦人科学会の理事長や学会長が必ずしも来るわけではない。日独の交流は個人の思い入れから始まり、学会と学会との基盤をベースとした交流ではないとの側面がある。ドイツからは若手医師派遣の要請はないが、若手を派遣してもドイツ産婦人科学会のインターナショナル・セッションで発表する場を与えられる雰囲気には現在なっていない。何故かと言うと、ドイツ産婦人科学会のアニュアル・ミーティングをオーガナイズしている人とコーディネーターが別である。韓国、台湾への若手派遣の問題点は、英語のセッションが非常に限定されていることである。米国とカナダに関しては日本から派遣した参加者からは非常に勉強になったとの声が圧倒的である。」

武谷理事長「それぞれとの付き合い方も違ふし、相手方の望むところも違うので、この場で個別に各国とどう付き合うか決めるのはなかなか難しいところである。若手が関心や興味を持って積極的に臨まないこのような企画は存続しない。原則学会のオフィシャルな事業として捉えていく。学術集会長がホストとなり、最終的な財政面でのバックアップは本会が負担しなければいけないと現時点では考えている」

嘉村理事「コレスポネンズ等の事務処理面については本部の事務局でコミットして頂けるのか」

丸尾理事「ホストである学術集会長名でエグゼクティブや若手に招待状を出すのが本来のあるべき姿であろうと思う。チャンネルが学術集会長と渉外担当理事の2つになると問題が起きる可能性がある。宿泊施設等といった情報は一元化した方がよい。招く立場としてはその方が間違いない」

和氣理事「KSOG と TAOG では英語の発表がどの程度占めるのかを応募要項に含めないといけないと思う。派遣されても言語が中国語や韓国語では何の効果も期待できない」

早川幹事「3月に台湾の学会に参加したが、公用語は中国語である。日本の IW に相当するセッションではプログラムの主要な部分は英語であった。シンポジウムや最先端のレクチャーは英語で行なわれる。ポスター発表は英語のポスターが4割程度を占めており、英語でプレゼンテーションがされていた」

和氣理事「その旨応募要項に記載して頂きたい」

武谷理事長「少なくともわが国よりは英語の比重が高いということが云える。わが国が一番低い。主催校の事情があり、また学術集会長も非常に多忙であるが、事務局でレター等の作成につき出来るだけサポートする。但し、決定等は学術集会長がお考え頂きたい」

嘉村理事「ファイナンシャルな面はどうか」

武谷理事長「今は移行期であり、予算等は主催校で査定して頂き、実質的には本会でサポートする、あるいは初めからその分を本会で負担するのか、その辺は主催校の都合もあると思うので、相談していきたい」

丸尾理事「本部から2,320万円の支援が得られなくなった以上、努力に努力を重ねた結果残念ながら赤字が出た場合は本会が補填すると明言しているので何の心配もない」

武谷理事長「基本的には本会のオフィシャルな事業であるということは既に申し上げている通りである」

星合理事「日独、日韓について本会のオフィシャルな行事とすると、Candidate のセレクションをどうやるのか。本職の経験ではドイツや韓国から推薦されて行ったが、日本から推薦されたことはない。サテライトでは、サテライトの責任者の出費でやっていたから誰を呼んでも構わなかったが、オフィシャルという以上予算を含めその辺をはっきりさせないと色々な問題が出てくる」

丸尾理事「本会から派遣する場合、エグゼクティブの旅費は全部派遣者側が負担する。日韓だけは例外で受け入れ側が負担する。宿泊費は受け入れ側負担が基本である。本会事業としてやる以上考えなくてはいけないのは若手の派遣者で、韓国の場合本会で旅費を負担することが起きる」

武谷理事長「各論的なことは色々あり、立場もフレンドシップで行く場合、スピーカーや Lecturer として招待される場合、本会が依頼する場合と様々な段階があるので、その都度コンセンサスを固めることとしたい。今ここで一般論としてこうすべきというルールを定めるのは難しいと思うので、この点了承頂きたい」

丸尾理事「韓国への5名の若手医師派遣について、どのようにしたらよいか意見を頂きたい」

武谷理事長「どうしても行く人がいない場合、強要は出来ないのもそのようにせざるを得ないが、出来るだけ自助努力はする」

丸尾理事より「教育委員会を通して、募集をすることで宜しいか」との提案があり、了承された。

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

特になし

(2) 厚生労働省保険局長宛に「ヒト・リコンビナント卵胞刺激ホルモン (rhFSH) 製剤の早期承認 (健康保険収載) に関する再要望書」を提出した。[資料: 社保 1]

(3) 厚労省医薬食品局長及び日本医師会長宛に、「バファリン 81mg 錠、バイアスピリン錠 100mg の習慣流産に対する適応拡大の要望」の要望書を提出した。[資料: 社保 2]

(4) 厚労省保険局医療課長宛にマグセント注 100mL 関連「精密持続点滴注射加算」に関する要望書を提出した。[資料: 社保 3]

(5) 厚生労働大臣及び日本医師会長宛に「塩酸ドキシソルビシン リポソーム注射剤」の早期承認に関する要望書を提出した。 [資料: 社保 4]

(6) 厚労省医薬食品局長及び日本医師会長宛に「子宮頸癌 (HPV) ワクチン」の早期承認に関する要望書を提出した。 [資料: 社保 5]

(7) 本年度新規改正要望項目として、外保連に『前置胎盤の帝王切開術 (名称未定)』を提出した。

嘉村理事より上記の件について報告があり、また追加事項として「外保連より同一術野での複数手術の保険算定に関して問い合わせがあり、腹腔鏡下手術に関して1項目、頸癌、体癌および卵巣癌の手術に関してそれぞれ1~2項目、合計5項目の要望を提出した」ことが報告された。

武谷理事長より「昨今、新しい薬品を迅速に厚労省に保険承認して頂く際に、学会からの要望が重要であり、重視してくれているため、必要な場合に本会から要望書を出して行きたい」と補足があり、以下の意見交換が行われた。

武谷理事長「最近、ハイリスク妊娠の管理料が算定されるようになったが、前置胎盤の扱いについては、ハイリスク妊娠の管理に入っていたか」

岡村理事「入っていないと思う」

嘉村理事「前置胎盤の項目は、手術手技料として通常の帝王切開とは別に手術点数として要望させて頂くという意味である。ただ外保連の秋山理事から名称が『前置胎盤の帝王切開術』では通らないと言われているので例えば『前置胎盤根治術』のような名称を考えたいと思う」

武谷理事長「通常の帝王切開とは別扱いにするということか。癒着胎盤なども別に考えていくという案はあるか。頻度は前置胎盤の方が多いたと思う」

嘉村理事「まずは前置胎盤に関して進めて行きたいと思う」

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

① 第4回中央委員会を平成19年1月27日に開催する予定である。

(2) 第3回中央委員会について

9月16日に開催し、平成18年度専門医認定二次審査結果、専門医資格更新・再認定審査結果、卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

① 専門医認定二次審査

申請者: 408名、受験者: 筆記試験 401名 (東京 195名、大阪 206名)、面接試験 359名 (東京 174名、大阪 185名)、合格者: 352名 (東京 172名、大阪 180名)、不合格者: 50名 (東京 23名、大阪 27名)であった。[資料: 専門医制度 1、2]

結果的に合格率は87.5%となった。合格者については機関誌58巻11号と学会ホームページに掲載した。

②専門医資格更新審査

更新申請は 965 名で、合格は 961 名、不合格 4 名であった。[資料：専門医制度 3]

③専門医資格再認定審査

再認定申請は 27 名で、全員合格した。[資料：専門医制度 4]

新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に 9 月 20 日付で審査結果を通知し、新規申請合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付する。更新申請合格者・再認定申請合格者は地方委員会宛に 10 月 1 日付で認定証を送付する予定である。

④資格更新延期願

資格更新延期願申請は 13 名あり、延期可は 10 名、延期不可は 3 名であった。

[資料：専門医制度 3]

⑤卒後研修指導施設指定審査

新規申請施設は 15 施設で、合格施設は 14 施設、不合格施設は 1 施設であった。

[資料：専門医制度 5]

更新申請施設は 28 施設で、全施設合格した。[資料：専門医制度 6]

新規指定申請合格施設、更新申請合格施設は、施設長宛に 10 月 1 日付で指定証を送付した。卒後研修指導施設数は 10 月 1 日付で 837 施設となった。

(3) 日本専門医認定制機構より、「日本医師会第Ⅲ次学術推進会議報告書『我が国における専門医のあり方』に対する本機構理事会の対応について」の書信を受領した（10 月 30 日）。[資料：専門医制度 7]

(4) 日本産婦人科乳癌学会より、同学会認定医制度発足のご案内の書信を受領した（11 月 22 日）。

[資料：専門医制度 8]

宇田川理事より上記の件について報告があり、更に追加説明として「日本専門医認定制機構からの今回の書信は同機構の新理事長がどういう姿勢で今後同機構を進めていくか所信を表明したものである。表題にある日本医師会の学術推進会議報告書では『日本医師会から出している生涯教育の内容を含むようにカリキュラムを作る』とか、『学会が認めた専門医に加えて人数を絞った特定専門医の制度を作り、保険点数にも反映させる』、『紹介する場合には医師会が指定した専門医に紹介する』など強い姿勢を打ち出している。これに対して日本専門医認定制機構は『全ての要求には応じられない』として、医師会からも医学会からも距離を置きたいと云う内容であった。本会としては理事長とも相談し、同機構とは是々非々で対応をしたいと考えている」と述べられ、以下の意見交換が行われた。

武谷理事長「専門医制度が実効性を持ち始めてきたために、従来は関与していなかった日本医師会がその方面に参画してきたということだと思う。各医学会の専門医制度を束ねる頂点に立ちたいという希望を持っているようで、そのために専門医のあり方を含めて日本医学会を巻き込んで議論が行われていることを理解頂きたい」

岡井理事「日本医師会第Ⅲ次学術推進会議の議長は日本医学会の高久会長である。本会も含め、日本医学会に属している 101 の各専門医学会はもう少し自分たちの主張が取り入れられるだろうと期待していたが、高久会長が纏めた報告書は日本医師会の意見がそのまま通ったような報告書となっている。それに対して外科系を中心に各学会が反対意見を出している。それに合わせて、日本医学会の中に臨床部会を作ろうといった動きが出てきている。本来、日本医学会は日本医師会の下部組織であり、日本医学会の会長がいくら頑張っても日本医師会会長の承認がなければ何も出来ない筈である。日本医学会は医師会から独立することは当面出来ないであろうから、少なくとも臨床系の学会は日本医学会を応援して医師会の中での発言権を強めていこうとしている」

岡村理事「専門医の試験は 5 回迄受けられるのか」

宇田川理事「5 回迄というより、5 年間である」

岡村理事「5 回迄なのか、5 年間なのか確認させて頂きたい。もし合格出来なかった場合、専門医制度委員会としては何か対応をされるのか」

宇田川理事「5 年迄である。5 年経つと医学の内容も進歩あるいは変わるので、再度研修歴等を出し

直さないといけない」

長谷川幹事「筆記または面接のどちらかが受かっている場合、そのどちらかの試験が免除されるのが、5年間ということである。年数の規定は無い」

岡村理事「不合格になっても何度でも受けられると云うことか」

宇田川理事「研修歴等を提出すれば受けられる」

松岡副議長「筆記試験、面接試験の有効期間が5年間ということである」

武谷理事長「専門医申請は従来9割程度大学が関与していたと思う。関連病院を含めて大学関係での申請は従来通りで問題はないが、市中病院等で研修中の医師が約4割に達している現状、彼らに対して専門医申請に必要な情報が十分に通知されるか」

宇田川理事「今年度は約120人が大学関連以外の病院で研修を開始している。どのような病院が含まれるか確認する必要がある」

武谷理事長「研修を開始した各病院の医師に充分説明をしておく必要があると思う」

宇田川理事「研修している病院については連絡先等が分かるのか。5年後に問題が起きないように事前に連絡するように登録者の確認をしたい。」

落合理事「大学との関連があるかどうかは分からないが、連絡先は把握できる。受験資格に関しては、受験要綱、規約等再度確認して頂きたい」

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成18年11月30日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：62 研究
- ②体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：661 施設
- ③ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：568 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：417 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：26例 (認可7例、倫理委員会審議中13例、審査小委員会審議中5例、審査予定1例)

(3) 会議開催

- ①第2回倫理委員会を12月7日に開催した。
- ②第8回登録・調査小委員会を11月27日に開催した。

(4) IVF大阪クリニックからの着床前診断の臨床研究の申請に対し、本会倫理委員会内登録調査小委員会にて施設内倫理委員会代行を行うことについて [資料：倫理1]

吉村理事「各施設で倫理委員会を設置して頂くことが望ましいが、クリニックの場合それが困難なこともある。そのため本会の倫理委員会の登録・調査小委員会が代行すると云うことである」

(5) 「理想的な施設内倫理委員会の構成について」のお知らせ [資料：倫理2]

(6) 京都大学大学院遺伝カウンセラー・コーディネーターユニット 澤井英明助教授より、本会会告「先天異常の胎児診断、特に妊娠初期絨毛検査に関する見解」の見直しについての要望書を受領した (11月22日)。 [資料：倫理3]

吉村理事「同会告の文言は非常に古くなっているので、会告の変更、見直しについて検討中である。2月の理事会には報告致したい」

(7) 着床前診断審査小委員会答申 [資料：倫理4]

吉村理事より資料に基づき、13例中12例が認可、1例が非認可と判断されたことが報告された。

和氣理事「非認可の症例に関して『重篤な疾患』にあたらないと判断した理由は何か」

吉村理事「『重篤な疾患』の判定に関して、現時点での判断基準『成人に達する以前に日常生活を著しく損なう症状が出現したり、生存が危ぶまれる状態になる疾患』に則って判断した。重篤の判断は非常に難しいが、審査小委員会では『重篤』に当てはまらないと判断したと聞いている。久具先生、それ

で良いか」

久具幹事「その通りである」

武谷理事長「当面は『重篤』の枠を余り広げすぎないようにして、検討を重ねていくこととなる」
以上協議の結果、着床前診断審査小委員会の答申を、承認した。

吉村理事「審査小委員会では審査に膨大な労力と長期間の時間がかかることがあり、申請者に半年以上待ってもらうこともある。疾患によっては産婦人科だけでは解決できず、人類遺伝学会など他学会の協力を依頼することもある。審査小委員会のあり方についても再検討する時期かと思う」

武谷理事長より「審査小委員会に必要な予算等も含めて今後検討したいと思う。IRB に関して施設内委員会が無い場合に、本会が代行することについて承認して差し支えないか」との確認がされ、特に異議なく、承認した。

(8)①日本人類遺伝学会ならびに日本遺伝カウンセリング学会より、「出生前親子鑑定についての要望書」を受領した（11月21日）。[資料：倫理5-1]

②会員へのお知らせ [資料：倫理5-2]

③11月21日付朝日新聞記事「出生前親子鑑定協力しないで」[資料：倫理5-3]

④12月9日付読売新聞記事「出生前親子鑑定自粛を」[資料：倫理5-4]

吉村理事「出生前親子鑑定についての要望は、『1. 法的措置の場合を除き、出生前親子鑑定など医療目的ではない遺伝子解析・検査のために、羊水穿刺と侵襲的医療行為を行なわないように、貴学会員に通知すること』である。理事長と相談の上、委員会で検討し、資料にある『会員へのお知らせ』の形で通知を出させて頂いた」

武谷理事長「お知らせの内容については、遺伝カウンセリング学会で決定したことであり、本会としてはそれを支持したと云うことである。実質的には会告と同じ扱いになる」

落合理事「会告集に含むのか」

吉村理事「会告ではなく、お知らせとして通知した」

落合理事「本会の会告集に付記する必要はないか」

吉村理事「今後会告の見直しを進めていくので、その際検討される可能性はある」

武谷理事長「『親子鑑定』をインターネットで募集するようなビジネスが出てきている。こういったものには協力してくれるなという趣旨である」

落合理事「これに関して医会の対応は如何か」

松岡副議長「医会では理事会に諮っていない」

(9) 11月21日付読売新聞記事「体外受精児を追跡調査」について [資料：倫理6]

(10) ①精子の凍結保存に関する見解について [資料：倫理7-1]

②12月9日付読売新聞記事「精子保存夫の存命中だけ」[資料：倫理7-2]

吉村理事「精子の凍結保存に関する見解については会告として整備したい。次回理事会で決定して、総会に諮りたい。要点は、『凍結保存精子を使用する場合には、その時点で本人の生存および意思を確認する。』『凍結精子は、本人から廃棄の意思が表明されるか、あるいは本人が死亡した場合、廃棄される』ということをも明記した」

武谷理事長「これまでの判例との整合性はどうか。」

吉村理事「従来の最高裁判例には合致している。松山地裁の判決は死後受精、死後生殖は認めないとの判決であるが、高松高裁はそうではないとの判決であった。最高裁は死後生殖を認めないとの判決である。文言について検討して頂き、次回の理事会で審議し、総会に諮りたい」

(11) 着床前診断審査小委員会委員構成について [資料：倫理8]

吉村理事「審査小委員会の委嘱について、細則を作成し、フレキシブルに対応できるようにした」

(12) A-PART 日本支部 臨床研究課題『複数施設における悪性腫瘍未婚女性患者における卵子採取、ならびに凍結保存の臨床研究』審査申請について [資料：倫理9]

吉村理事「A-PART から『複数施設における悪性腫瘍未婚女性患者における卵子採取、ならびに凍結保存の臨床研究』の申請を受理した。次回理事会までに問題点を整理し、纏める予定である」

(13) 遺伝カウンセリング小委員会『生殖補助医療（ART）領域の臨床遺伝学的諸問題に対応する臨床遺伝専門医』について [資料：倫理10]

吉村理事「5,6年前からマスコミ等で出ていた生殖医療・遺伝カウンセラーの要請について、倫理委員会で検討を重ね、『生殖補助医療（ART）領域の臨床遺伝学的諸問題に対応する臨床遺伝専門医』について纏めた。本会に委託された遺伝カウンセラー養成のために、人類遺伝学会の助力も頂いて講習会等を行ってきた。今後も日本人類遺伝学会主催のセミナーを開催して頂き、その受講者を認定することになる。臨床遺伝専門医の認定が今回このような形で決着した」

武谷理事長「紆余曲折あったが、このような形で落ち着いたということで了解したい」

吉村理事より「体外受精の登録に関して個票管理をネット登録できるように整備中である。登録内容等についても決定し、登録しやすいようにシステムを作製した。この点については、厚労省も関心を持っている。登録管理について、年間数千万の費用がかかる見通しで、本会のみでは維持できなくなると思われる。登録業務を国の機関に委譲し、国の予算でシステムを維持できるような形を作って行きたいと考えている。成育医療センターのような国の機関を利用することも視野に、厚労省と協力したいと思う。ARTの出生児の予後調査等にも活用できると思う」との報告があった。

9) 教育（星 和彦理事）

(1) 会議開催

①第2回教育委員会を12月15日に開催した。

②第2回用語小委員会を11月24日に開催した。

(2) 「産婦人科医育成奨学基金」による若手産婦人科医を対象とする海外研修派遣支援につき、ACOG会議（派遣予定10名：応募33名）・SOGC会議（派遣予定3名：応募12名）への派遣者の審査を通信にて行ない、派遣者を決定した。[資料：教育1]

(3) ①産婦人科医療に関連する法律用語の定義・見解の策定について [資料：教育2-1]

②答申書について [資料：教育2-2]

岩下用語小委員会委員長より「理事長の諮問を受けて2点の検討を行った。異状死に関しては平岩弁護士にも陪席頂いて法医学会や外科学会のガイドライン、参議院の厚生労働委員会の国会議事録等を検討した。ところが異状死についての解釈がまちまちであり、本会として用語集に定義づけることは困難と考え、また近い将来に概念が変更される可能性もあるため、現時点では答申を出すに至らなかった。

助産については広義と狭義にわけて定義した。狭義の助産は分娩における正常範囲からの逸脱の有無の判断、児娩出時の会陰保護、臍帯切断、胎盤や卵膜の排出の介助を云い、広義の助産にはそれに加えて内診による子宮口の開大度、児頭の下降度等の分娩進行の状況把握、並びにその間の母子監視、分娩直後の母体の監視を含めた行為とした」との説明があった。

松岡副議長「助産問題は保助看法の解釈として検討されている。一方、本会の用語集は法律の解釈から離れて純粋に医学的立場で考えた方が良いのではないかと云うのは、保助看法の出来た経緯は戦後に医師法との整合性を持たせ、助産婦の業務を担保するために出来た法律だからである」

武谷理事長「本職も同意見であり、学術的立場に立脚し、法律の解釈よりは学術団体としての見識を示す内容にしたいと考えている」

岩下委員長「用語集には『分娩介助』の説明がある。小委員会では分娩介助の中に助産が含まれると認識し、『分娩介助』の項目に書かれている内容を助産にあてはめて広義と狭義を定義した」

和氣理事「異状死については統一見解が得られなかったことを用語集に載せる事自体が重要ではないか。」

武谷理事長「胎児の扱いや分娩の管理など産婦人科に特有の問題もあるので、本会として何らかの指針を示したいが如何か。実際に現場で異状死の届けをされているが、一方でどのような基準で届けているかが会員の中で確認されていないというのも不自然だと思う」

平岩弁護士「異状死については各学会や団体での統一見解はない。一方、法律家は外表的に異状のあったものを届けるべきだと考えており、病理解剖して初めて分かるような異状は該当しないと考えてい

る。解剖してみないと死因が分からないような死亡は届け出る必要が無いと法律家は認識しているが、実際には治療中の報告なども含め、逸脱したケースも見られ、現場は混乱している。今後、国会で検討され法律で決まっていくと思う。国会での厚労省医政局長、警察庁の刑事局長の意見などは法律家の認識に近い回答も出ているが、流動的なので、現時点で本会の見解を出すのはまだ早いと考える。

助産については保助看法の3条に助産の業務を規定している。問題は30条の刑罰規定である。刑罰をもって禁止されるような助産行為とは何かということが問題になる。一方、看護師は診療の補助として、医師の指導・監督の下であれば何らかの助産行為ができると解釈する余地もあるが、現時点では厚労省、検察・警察はそのような立場はとっていない」

岡井理事「現時点で用語を整理したいという理事長の意図は分かるが、事件の起こった後に見解を表明するのは言い訳がましいように思うが如何か。」

武谷理事長「そのような考え方もあるが、これまでこういったことを問題にすらしてこなかったわけであり、今回問題が起きたので、それに責任を持って対応できるのは本会ではないかと考える次第である」

岡井理事「もう少し状況が落ち着いてからであれば、純粹に学問的な立場から定義付けをすることが可能だと思うが、今の時点で出すと現在の状況を有利にするためにわざわざ本会が動いていると云う風にとられかねない」

石塚理事「平岩先生の話に出てきた(患者の)生前に警察が介入した案件について簡単に説明すると、脳死の状態の患者さんについて警察に相談したところ、初動捜査としてカルテの差し押さえや病院への聞き込み、死亡すると司法解剖なども行われる状態になっており、このような場合の対応を早期に検討しておく必要はあると思う」

武谷理事長「法医学会の立場は保守的で、表立った動きを見せていないが、外科系学会にとっては切実な問題となっている。沈黙は承認と取られる可能性もある。定義とするか理事長見解とするかは検討が必要だが、何らかの責任ある態度を表明しておきたいと思う」

岡井理事「異状死の問題は法医学会、外科学会の見解が異なっていて、臨床系学会は外科学会の見解に近い意見を支持している。先ほど理事長から話のあった医師会の臨床部会の件は専門医制度と、21条の解釈、医療事故に係る医師の刑事訴追、この3点を中心に検討しようという外科学会からの呼びかけと思う。臨床系学会全体として見解を出すことは社会に認められる可能性が高いので賛成する。また事件の後に見解を出すということも賛成だが、用語として今の時点で定義する考え方は如何かと思う」

武谷理事長「用語という形にこだわるわけではないので、見解でも良いと思う」

稲葉理事「我々の施設でも他院からの紹介症例で帝王切開後の脳死症例があり、生存中に警察から問い合わせがあり、大学の顧問弁護士に相談した。この件は家族が医療ミスの可能性を警察に訴えており、警察から相談があった場合答えざるを得ないという弁護士からの意見であった。このような状況が増えてくる可能性があるので、対応を早急に検討しておく必要は感じている」

星理事「異状死というのが医学用語かどうか不明である。異状死に対する正常死、通常死という概念もない。ただ、医師法に書いてある異状死の意味合いについては検討する必要がある。そのためには、法医学や病理なども含めて19学会が参加している『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』の合同の検討会でも産婦人科としての主張をしていきたい。法医学会が表明したガイドラインにも法医学会の会員からさえ異議が唱えられる状態で、問題が大きいと思う。従って、用語集への掲載は好ましくないと思う」

武谷理事長「用語の問題として検討するという事にこだわる必要はないと思う」

和氣理事「新しい法解釈が出来て定着するまでは、理事長の見解を出して会員がそれに準拠できるようにしておいた方が良い」

星理事「例えば、異状死を警察に届ける基準は何かということを種々のセミナーで聞いてみて、『他殺、自殺、明らかな医療ミスに基づく事故死』、というようなコンセンサスを持っているが、『明らかな医療ミス』という言葉自体がグレーゾーンである。個々の症例で病院の事故調査委員会やモデル事業の委員会で検討しているわけだが、起きそうな様々な状況を想定してどこまでが異状かを定めることは無理である」

武谷理事長「届けるかどうかは主治医の判断に委ねられていると認識している。大野病院事件では届けなかったことが罪状の一つとされているが、主治医は届けるべきかどうか迷ったと思う。本会として何か指針のようなものがあれば、それに基づいて判断したとして説明がつく可能性がある」

嘉村理事「今後種々の機会に検討するにも、本会としての見解を文言として出していく必要はあるのではないかと。他学会との協議にも生きてくるので、重要だと思う」

武谷理事長「用語小委員会で協議して頂いたお陰で問題点がクローズアップされたので、このような協議を行ったことは意味があったと思う」

岩下委員長「胎児の扱いについても本会や周産期新生児医学会でないと協議できないのではないかとと思う。本職の聞いた症例では、羊水採取後の胎児死亡に関して異状死ではないかという指摘を受けたことがある。家族が司法解剖を求めたが、外科学会と法医学会の見解で判断が分かれる。胎児という特殊な対象の扱いについては産婦人科独自に見解を出す必要があるのではないかと考えている」

松岡副議長「胎児に関しては医会でも茨城の石渡先生を中心に検討している。診療上のトラブルで死亡した場合、原因究明や治療法の向上に資する場が日本では整備されていない。単純に民事での扱いが中心であったが、刑事事件として扱うケースも増えてくるかもしれないが、それ以外に選択肢が無いことが問題である。本来異状死の届出は刀傷があるとか、明らかに異状のある死体を見たときに届けなさいという規定だが、医療上のトラブルで亡くなった患者さんの家族が訴える場合に異状死の届けが利用されていることも問題と思う。医療トラブルに対処する法的な機関を作って欲しいということを書いていくことも重要と思う」

武谷理事長「この問題を深刻に考えるのは外科、産婦人科が中心である。他科との連携の中でも産科が主張すべきことは多いと思う。この問題にすぐに結論が出るということはないと思うが、今後も検討を続けたい」

岡井理事「周産期新生児学会もこの問題を深刻に捉えている」

落合理事「医師会でも検討を始めているので、そちらも参照されては如何か」

神保名誉会員「助産の用語説明としてこの案に示されている程度の内容は係争の有無とは無関係に出されても差し支えないのではないか。異状死に関しては意見が分かれるが、議事録に残すということで充分ではないか」

武谷理事長「すぐに結論は出ないと思うので、今後も理事会等で協議することしたい」

丸尾理事「教育委員会の関連で、海外への若手医師派遣について気になることがある。カナダに派遣した女医さんと家族を同伴された方がおり、出席すべき会にはきっちりと出席されていたので、問題はなかったが、パーティーに参加するような場合、子供さんを連れて来られると非常識と思われかねない。実際に派遣の案内をする際に、こういったことに注意を促して頂きたい」

野田理事「無資格内診の問題について、助産師の不足が深刻な課題となっている。助産師の卒前研修に問題があると考えている。卒前に10例の助産経験が必要だということで、一学年に指導できる助産師数が限られ、これが助産師数の確保を困難にしていると思われる。日本母性衛生学会の会長・理事長たちも同意見であった。助産師の教育体制として、卒後に実務を実習するということが充分だと考えられるので、そのような改正を検討して頂くよう、本会からの働きかけをして頂きたい」

武谷理事長「助産師制度については、厚労省でも検討中であり報告する」

星理事「子供連れの派遣については、今回の応募の際には注意事項として記載していなかったもので、注意を促すようにする。異状死と助産の用語集への掲載については、もう少し検討を継続する」

(4) 用語集・用語解説集について

明年1月の改訂版発行を目指していたが、内容の再確認を行なったところ新たに見直しの必要が出てきたので、発行を多少遅らせてもより良い形で納得のいく改訂版発行を行なうため、鋭意作業を進めている。

(5) 『産婦人科研修の必修知識2007』に関しては11月末校了、平成19年1月5日に発売を予定して印刷開始している。また、各大学教授宛に案内ならびにポスターを送付するとともに、機関誌58巻12号及び学会ホームページに案内を掲載する。

星理事より「2004年版に比較して約100ページ増加しているが、価格は据え置きで1万円である」との報告があった。

(6) 「産婦人科研修の必修知識2011」に関する研修コーナー執筆依頼を延べ143名に出状した(10月3日付)。[資料：教育3]

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

- ①産婦人科医療提供体制検討委員会第6回グランドデザイン検討チーム・実態調査分析チーム合同会議を11月17日に開催した。
- ②第6回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を12月13日に開催した。
- ③第3回女性医師の継続的就労支援のための委員会を12月1日に開催した。

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会について

- ①「産科医療の集約化・重点化に関する都道府県の現況と今後の取組みについて」のアンケート結果について、本会地方部会長、役員等に送付した。
- ②分娩施設における医療水準の保持・向上のための緊急提言をホームページに掲載した。

[資料：学会のあり方1-1]

③助産所嘱託医・嘱託医療機関について

厚労省は、医療法を改正し、助産所に嘱託医師に加え、病院又は診療所を定める方針とした。

[資料：学会のあり方1-2]

④関連報道記事 [資料：学会のあり方1-3]

吉川理事より上記について説明があった。

武谷理事長「緊急提言は緊急性を重要視して理事会に諮る前に公表したが、常務理事会で十分に議論したものであるということで了解頂きたい」

梅咲理事「分娩料の取り扱いについて、県立大学として分娩料の適正化には県議会の問題もあるので、苦労している。分娩料を調査すると、最も低額の病院が28万円であるが、どのくらいが適正か、何か情報があれば教えて頂きたい」

吉川理事「分娩料を値上げしろということではなく、適正化して下さいということである。採算を度外視した社会福祉のみでは問題があるということである。茨城では、この20-30年間25万円程度に分娩料が固定されていた病院があり、周辺の診療所の分娩中止が相次いだ。最近、そのような病院でも分娩料の適正化が進み、分娩を中止する診療所が少なくなっている」

星理事「群馬県の医会の支部長である佐藤先生が、以前に詳細に検討されたものがあるが、50~60万円が適正であるというのを出されている」

佐藤監事「我々の県立大学での分娩料決定は、まず全国の分娩料を調べて中間くらいの分娩料に設定することが最初のやり方である。独立法人化すれば、決定は独自に出来るはずである」

梅咲理事「独立法人化しているが、県が関与してきている」

武谷理事長「国立大学は制限なく、学内で独自に決定している」

丸尾理事「神戸大学でも増額を予定している」

(3) 女性医師の継続的就労支援のための委員会について

- ①東邦大学医学部産婦人科教室助手 片桐由紀子先生を委員として追加した。
- ②女性医師を中心とした産婦人科医の就労状況についての調査のお願い [資料：学会のあり方2-1]
- ③病院内保育施設および女性医師の就労環境についての調査のお願い [資料：学会のあり方2-2]

吉川理事より「資料2-1と2-2については既に調査を開始している。横浜市大と医科歯科大学でシミュレーションとして女性医師が周産期医療の中の高次医療にどれくらい残っているか、を調査してみると10年以内に殆どいなくなっている。そこで、女性医師の比率が7割となった現在、10年後にどうなっているかを予測し、対策を考える。女性医師が当直なしであっても常勤医として分娩や手術に関与できる体制を整えることを考えており、そのための基礎資料にする」との報告があった。

(4) リクルートDVD作製委員会について

- ①信州大学の岡 賢二先生を委員に追加した。
 - ②DVD作製進捗状況について [資料：学会のあり方3]
- 前半で協議済み。

(5) 11月20日付産経新聞記事「妊産婦の高度救急医療」について [資料：学会のあり方4]

(6) 産婦人科診療ガイドライン作成委員会

診療ガイドライン作成にあたっての確認事項について [資料：学会のあり方5]

吉川理事より「診療ガイドライン作成は医会会長、学会理事長から委託された業務で、それぞれから選出された委員が協力して協議を重ねている段階である。しかし案が公表される前に、圧力がかかっている問題もあり、医会の川端理事と本職の間で調整している。3月には未完成の数項目を除いて、60項目に及ぶガイドライン案が出来上がるので、4月の学術集会期間中にガイドライン作成の第1回コンセンサスミーティングを行う予定である。その後は地方部会や連合地方部会等の際に引き続きコンセンサスミーティングをやらせて頂き、丸1年程度かけて纏めるつもりである。当然、法律との関連や裁判で取り上げられる可能性等も考慮して進めている」との報告があった。

武谷理事長「ガイドラインについては医会と学会の合同委員会で検討しており、全会員の利益となるものを目指している。ガイドライン作成は従前からの懸案であり、是非纏めて頂きたい。内容については意見の相違もまだあり、試行錯誤の状態であるが、最低限の基本線は抑えておきたいと思っている。現時点で、ガイドライン作成委員会、学会及び医会の常務理事会でも了解を得ている」

吉川理事より「ガイドラインの評価委員会も設置して頂きたい。予算の範囲内で評価委員会を設置し、公表できる形に持って行きたいと考えている」との提案があり、特に異議なく、承認した。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) 会議開催

稲葉理事より「広報委員会・情報処理小委員会第2回合同委員会を11月17日に開催した。11月末に通信委員会を行った」との報告があった。

(2) パスワード未登録会員へのパスワード付与について

稲葉理事より「学会ホームページからのパスワード登録は本年11月で終了し、12月1日付でパスワード未登録者全員(約7,600名)にパスワード付与通知を発送した。(但し、学会ホームページからパスワードの変更は引き続き可能)尚、新システムでは来年度以降、会員本人がホームページ上でメールアドレスとパスワードの更新を行うことになる」との報告があった。

(3) JOB-NET 事業公募開始について

稲葉理事より「平成18年11月6日にホームページの会員専用ページ上にJOB-NET事業を開始する旨を掲載し、12月1日から公募情報の掲載を開始した。現在2件が掲載され、1件が申請中である。機関誌への掲載も12月から行っている」との報告があった。

(4) ACOG Web 会員について

11月末現在、登録依頼会員数(更新データ件数)は、6,093名。

(5) メーリングリスト作成について

稲葉理事より「第58回総会に於いて柳田代議員から提案のあった『学会メーリングリストの作成の件』に関して、第2回の広報委員会で協議した。結果、『業務連絡を目的とする』と明記して、代議員から役員までのメーリングリストを作成する方針となった。第58回総会において、前向きに検討する旨を表明したが、医会でのメーリングリストに於いても色々な問題があることが判明したので、このような方針とした。参加の可否については個別に了解を得るようにする」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(6) 第59回学術集会記録に関して

稲葉理事より「広報委員会で、11月の通信委員会等に於いて協議した結果、350万円から400万円の予算が必要との問題もあり、広報委員会としては『見送り』の結論とした」との報告があった。

また、稲葉理事より「産婦人科医の過酷な現状については、人口当たりの産婦人科医師数の少なさが問題である。世界各国と比較しても少ない。イギリスでは政策によって産婦人科医師数が倍増した。医師数増加に向けて、医師会への申し入れやあり方検討委員会で検討して頂くように要望する」との提案があった。

(7) 第3回理事会終了後に記者会見を開催予定

本理事会終了後、記者会見を開催する予定となっている。

3) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長）

(1) 会議開催

①セカンドアナウンスメントについての会議を11月17日に開催した。

(2) 50周年記念出版について

久具幹事より「AFOGの50周年に際してJOGR誌のsupplementとして、記念誌を出版することになっている。過去および現在のOfficer、過去の会長の先生方に執筆を依頼している。来年の学術集会期間中に参加者に配布するとともに、JOGRの購入者にも配布する予定である」との報告があった。

武谷理事長「準備は順調に進んでおり、今後とも協力をお願いしたい」

(3) セカンドアナウンスメントについて

久具幹事より「プログラムが決定し、来週セカンドアナウンスメントの印刷が仕上がるので、各国に配布する。一般演題の応募を開始するので、ぜひ応募をお願いしたい」との報告があった。

4) 生殖医療評価機構検討委員会（田中俊誠委員長）

田中理事より「関連学会や諸機関で新しい役職が出てきている。臨床遺伝専門医、不妊カウンセラー、生殖医療指導医等これらが医療機関に居るかどうか、また生殖医療のオンライン登録に協力的かどうか、また、現状でどのような援助が各施設に対して行われているかを評価したいと考えている」との報告があった。

5) 女性の健康週間委員会（石塚文平委員長）

(1) 会議開催

①プレスセミナーを11月14日に開催した。[資料：女性健康週間1]

石塚理事よりプレス向け勉強会に対する協力につき謝意の表明があった。

②第7回女性の健康週間委員会を12月13日に開催した。

(2) 女性の健康週間委員会委員について、大阪並びに名古屋でのイベント開催企画のため、大阪市立大学石河修教授及び名古屋市立大学杉浦真弓教授を委員として追加した。

(3) 平成18年度地方部会担当公開講座について [資料：女性健康週間2]

石塚理事より「各地方部会、医会支部に幹事を推薦して頂き、保健所やスーパー等とタイアップした健康週間の実施について、7都道府県から申し出を頂き、開催に向けて検討中である」との報告があった。

(4) 平成18年度「女性の健康週間」企画（案）について [資料：女性健康週間3]

石塚理事より「本日の記者会見で、資料を公表する。内容は健康手帳やポスターの配布、三越でのイベントなどが含まれている。三越は工事の関係で狭い会場となるが、来年以降も継続する予定となっている。また葛西のイトーヨーカ堂で300人程度入れる会場でのイベントを企画している。名古屋では杉浦先生、大阪は石河先生をお願いしてイベントを予定している。また、2月初旬頃に日経新聞での広告掲載を予定しており、見開き一面の枠で久光製薬、P&Gがスポンサーとなる予定である。学会、医会からのメッセージ、更年期に関連した先生方からのコメント、産婦人科医療の危機的問題、理事長と少子化問題対策大臣との対談記事などを予定している」との報告があり、特に異議なく、了承した。

IV. 協議事項

1. 運営委員会の答申について

(1) 女性会員の動向および本会の運営への参加について [資料：運営委員会 1]
前半で協議済み。

2. 学術委員会の答申について

(1) 学術活動の活性化について

和氣理事より「学会の学術活動について、医療業務の繁忙が原因と思われるが、活性化が必要であり、学術活動検討小委員会で検討した。産婦人科の面白味を学生や初期研修医に伝えるリクルートのためのサマーセミナーを開催したい。8月4～5日に信州に招待し、セミナーを行う。宿泊費は本会が負担し、交通費は各地方部会、医会支部にお願いしたいと考えている。講師は大学助教授、講師クラスを予定している。予算に関しては来年度の事業計画として計上するつもりである」との報告があり、特に異議なく、承認した。

(2) 学術集会期間短縮について

吉田学術集会期間短縮検討小委員会委員長より「学術集会期間短縮について昨年度の第3回理事会で大筋認められていたが、会員、代議員等に周知して、意見を聞くことになっていた。代議員に意見を聞いたところ、短縮に賛同を得た。また各地方部会で意見を纏めてもらったところ、同様に賛同を得た。期間短縮案を作ったが、学術プログラムの質を維持するために、総会は前日に行う予定とした。総会も含めて3日間にする事が出来ないかという意見もあったが、まず3年程度の施行期間を設けて評価してみたい」

和氣理事「学術集会の短縮に伴って質を落とさないことを要点としている。施行期間中の実績を評価委員会で検討して最終的には全てを3日間で行うことを目標としたい」

武谷理事長「いつから実施されるか」

和氣理事「第61回の嘉村先生の会からを予定している。嘉村先生からも了解を頂いている」

(3) 第59回学術講演会について

小原幹事より第59回学術講演会に関して以下の報告が行なわれた。

小原幹事「第59回学術講演会について、詳細は資料を見て頂きたい。応募演題は一般1,206題、IS107題、合計1,313題で、68名の査読委員によって査読が行われた。高得点演題62題、うち優秀演題候補演題11題を選定した。C判定演題についてはC判定が2つで、low qualityの演題を不採用とした。C判定が1つであった86演題については修正を依頼し、そのうち3題が辞退となった。そのため合計1,308題を採用としたいので、答申したい」

平松理事「専門医の取得条件が甘過ぎるのではないかと意見があるので、学術集会参加を専門医取得の要件とするかどうか検討して欲しい」

武谷理事長「専門医制度委員会で検討して頂きたい」

丸尾理事「高得点演題の採用数について10%を基準とすると130題程度となるが、本年は58題と制限させて頂いた。査読委員による初回の採点で選別した58題のみとしているが、過去の高得点演題で満足して頂けなかったという意見もあり、またプログラムの時間制限もあるため、口演数を少なくした。了解頂きたい。ランチョンセミナーについては35件を予定しており、財源の確保についても努力している。ランチョンセミナーの時間に食い込まないように定時に終了するためにもこの演題数で運営したいと思う」

和氣理事「丸尾先生の意図は充分了解し、学術委員会として同意した。但し、高得点演題はやはり10%程度が望ましいという原則が委員の意見の多数を占めた。今回はスケジュールの制約上優秀演題候補をAAAの演題のみとすることに同意したが、高得点演題に関しても発表に対してBest Presentation Awardのような賞を設けてもらうことを強く希望する」

丸尾理事「賞の設定については了解した」

和氣理事「優秀演題について、奇異なタイトルとなっているものもあり、十分な審査が必要と思う」

丸尾理事「C判定の判断項目については、倫理的な側面の扱い等について充分指示をしたが、タイトル等については担当校から修正依頼はしていない」

和氣理事「その点はauthorshipに関係するので、口を出すことは出来ない。優秀演題としての審査の際に評価に加えたいと思う」

3. 専門委員会について

- 1) 生殖・内分泌委員会（水沼英樹委員長）
- 2) 婦人科腫瘍委員会（稲葉憲之委員長）
- 3) 周産期委員会（岡村州博委員長）

各専門委員会から報告、協議事項は特になし。

水沼生殖・内分泌委員会委員長より「専門委員会のあり方について提言したい。専門委員会は現在 3 委員会があり、それぞれが 6 名ずつの委員で構成されている。ところが、公募小委員会が設置されており、同小委員会に予算や委員等も含めた研究課題の応募があり理事会で決定される制度となっているが、従来の委員会との兼ね合いで調整に苦勞することがある。可能であれば研究のタイトルのみを採用して、委員の構成については調整の余地を残して頂くと動きやすい」との提案があった。

和氣理事「多領域に亘る委員会の公募研究の構成には委員長に権限がないと動きがとりにくいこともある」

武谷理事長「次年度の扱いについて問題があるということか」

落合理事「17 年度、18 年度の扱いについてご苦勞されたということである。来年度の公募研究については現時点では不整合は問題になっていないと思う」

4. 機関誌編集について

報告、協議済み。

5. 専門医制度について

報告、協議済み。

6. 倫理委員会について

報告、協議済み。

7. 理事会内委員会について

報告、協議済み。

8. 第 59 回総会並びに学術講演会について

丸尾第 59 回学術集会長より多数の演題応募があったことに対し謝意の表明があり、「会場隣接の宝ヶ池プリンスが改装し、グランドプリンスホテル京都となる」ことが報告された。

9. その他

- (1) 平成 19 年度予定表素案について [資料：その他 1]

矢野幹事長より平成 19 年度予定表の説明があった。

以上